

第2章 災害発生後の活動

第1節 災害情報の収集伝達

第1 被害情報等の収集伝達

災害に伴う被害状況の把握（調査及び報告）は、災害対策の基礎となり、必要不可欠であるため、被害調査報告に基づき、関係機関と連携をとり、迅速かつ的確に実施する。

1 被害状況等の収集

(1) 被害情報等の内容

災害が発生したときに、直ちに収集する被害情報及び防災活動情報は、次のとおりである。

ア 初動情報

災害発生時の各防災関係機関の災害対策本部の初動情報を把握し、その後の市の防災体制を確立するため、次の情報を把握する。

- (ア) 人的被害・避難の状況
- (イ) 避難の勧告・指示の状況、警戒区域の設定状況
- (ロ) 防災関係機関の防災体制の状況
- (ハ) 防災対策の実施状況
- (ニ) その他必要な事項

イ 被害情報

- (ア) 人的被害情報
- (イ) 物的被害情報
 - a 庁舎（本庁、分室）、消防組合等の防災関連施設
 - b 学校、社会教育施設、福祉施設、道路等の公共施設
 - c 住家・商店・工場、田畑、危険物施設等
 - d 河川、崖・擁壁等
- (ロ) 機能被害情報
 - a 水道、電力、ガス、下水道、ごみ処理等の生活関連施設
 - b 道路、鉄道等の交通関連施設
 - c 電話、放送等の通信関連施設
 - d 医療、保健衛生関連施設

ウ 発災情報

- (ア) 災害発生状況（発生箇所、時期、規模等）
- (イ) 災害の拡大・減衰傾向

エ 防災活動情報

- (ア) 避難及び指定避難所の状況
 - (イ) 避難の勧告・指示の状況
 - (ウ) 警戒区域の設定状況
 - (エ) 防災関係機関の防災体制の状況
 - (オ) 応急救護体制の状況
 - (カ) 防災対策活動の実施状況
- (2) 被害情報収集の実施者
 被害状況の情報収集は、災害対策本部事務分掌に定められた各部の所管業務に基づいて、所属の職員があたるが、それぞれの分担は次のとおりである。

表 被害状況収集の実施者及び実施内容

調査実施者	収集すべき被害状況の内容
各施設の管理者	(1) 来所者、入所者、職員等の人的被害 (2) 施設の物的被害及び機能被害
職務上の関連部課	(1) 商店・工場、田畑、危険物施設等の物的被害 (2) 住家の被害 (3) その他の施設の人的、物的、機能的被害
消防組合	(1) すべての人的被害 (2) 火災発生・延焼状況及び火災による物的被害 (3) 危険物施設の物的被害 (4) 要救援救護情報及び医療活動情報 (5) 避難の必要の有無及びその状況

(3) 被害状況のとりまとめ

ア 情報の統括・報告責任者

災害情報の一元化を図るため、総務部長が情報総括責任者となり、災害情報の収集・総括・報告を行う。

イ 各部から本部への報告

班長は、被害程度・規模等に関して、災害の推移に応じて、迅速かつ的確に調査結果をまとめ、各部の庶務班長に報告し、庶務班長は災害対策本部（総務班）に報告しなければならない。

(ア) 被害状況の種類とその基準

- a 災害の原因
- b 災害が発生した日時
- c 災害が発生した地域・場所
- d 被害状況
- e 災害に対して既にとった措置

- f 災害に対して今後とろうとする措置
 - g 災害対策に要した費用の概算額
 - h その他必要な事項
- (イ) 被害状況調査の担当者
- a 広域調査 : 大阪府危機管理室、各防災関係機関
 - b 調査統轄 : 災害対策本部広報班
 - c 詳細調査 : 災害対策本部各班

表 被害状況等報告基準

被害項目		報告基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。	
被害	負傷者 (重傷者) (軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのもの。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。	
	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
家の被害	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。	
	全壊 (全焼) (流失)	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は主要構造部(壁、柱、はり、屋根、階段をいう。以下同じ。)の被害額がその住家の時価50%以上に達した程度のもの。	
	半壊 (半焼)	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部分の被害がその住家の時価20%以上50%未満のもの。	
	一部破損	損壊の程度が半壊にいたらないもの。ただし、窓ガラス2~3枚割れた程度のもは除く。	
	床上浸水	その住家の床上以上に浸水したものと及び全壊又は半壊には該当しないが土砂竹木などのたい積のため一時的に居住することができないもの。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。	
	非住家の被害	非住家(住家以外の建物)のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。「公共建物」とは、例えば、役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他の被害	田畑の被害	流失埋没	耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。	
	道路	「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	
	橋りょう	「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。「橋りょう流失」とは、橋りょうの一部又は全部が流出し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	

第3編 風水害応急対策

被害項目		報告基準
その他被害	河川	「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	港湾	「港湾」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨湾交通施設とする。
	砂防	「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	「清掃施設」とは、こみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	船舶	「船舶被害」とは、ろ、かいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	「電話」とは、通信不能となった加入回線数のうち最大時の回線数をいう。
	電気	「電気」とは、停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。
	水道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。
り災者	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
被災金額	り災者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
額	その他の公共施設	「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

2 被害状況の報告

(1) 調査報告

被害状況調査はそれぞれ各班が実施し、各部の庶務班長がまとめ総務班に報告する。
なお、緊急を要する本部への被害報告は、防災無線を使用する。

(2) 防災関係機関等への報告

総務班及び広報班は、収集した被害情報等のうち必要なものを整理して、次に示す機関等へ連絡する。また、情報の正確さを期すため各機関の情報を相互に交換する。

ア 応急対策を実施する災害対策本部の関係各班（部内）

イ 各防災関係機関（部外）

ウ 報道機関

エ 市民

(3) 調査報告の留意事項

ア 被害状況の迅速な伝達かつ的確な報告を期すため、防災関係機関と常に連絡をとり、正確な情報を把握する。

イ 本部への報告は、別紙の様式により実施するが、緊急を要する報告は無線、電話等で行う。

ウ 被害の様子については、写真を添付する。

エ 被害の調査については、泉南警察署と連絡をとりながら行う。

3 大阪府への報告

市域に災害が発生した場合は、府防災情報システムを活用して、市長は災害の状況、対策措置等を次のとおり府知事へ報告する。同システムが使用できない場合は、電話、ファックス等により報告する。

(1) 報告の基準

被害情報等の報告は、次の定めるところにより行う。

ア 災害対策本部を設置したとき

イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的な影響から見て、報告の必要があるもの

ウ その他特に報告の指示があったもの

(2) 報告の事項

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時

ウ 災害が発生した場所又は地域

エ 災害の程度

オ 災害に対しとられた措置

カ その他必要な事項

(3) 報告先

被害状況などの報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領、及び火災・災害等即報要領により、基本的に大阪府に

報告する。

ア 市民からの消防機関への通報が殺到する場合は、かなりの被害があることが予測されるため、その状況を大阪府に通報する。

イ 大阪府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。

(4) 報告期間

報告する期間は、次の区分により災害が発生したときから、応急措置が完了するまでの間とし、「災害概況即報」等により報告する。

*様式 災害概況即報【巻末様式 5 参照】

*様式 被害状況即報【巻末様式 6 参照】

*様式 災害確定報告【巻末様式 7 参照】

ア 発生報告（被害状況等即報）

災害発生直後に、被害状況の概要を府防災情報システム等で大阪府危機管理室に報告するとともに、避難・救護の必要性並びに災害拡大の恐れなど、災害対策上必要と認められる事項についてもその概要を報告する。

また、土砂災害が発生した場合は、被害状況の報告を岸和田土木事務所にも行う。

*様式 地滑り、急傾斜地災害報告様式【巻末様式 24 参照】

*様式 土石流災害報告様式【巻末様式 23 参照】

イ 中間報告（被害状況報告）

発生報告を行ってから、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況等に大きな変化があった場合は、直ちにその内容を報告する。

ウ 最終報告（災害確定報告）

応急措置が完了した場合は、「災害確定報告様式」の全項目について20日以内に報告する。

4 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれのある異常現象を発見した者は、次の方法により措置する。

(1) 発見者の通報義務

異常現象を発見した者は、遅滞なく本部長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

(2) 警察官・海上保安官の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官若しくは海上保安官は、直ちに本部長並びに泉南警察署若しくは岸和田海上保安署に通報する。

(3) 本部長の通報

通報を受けた本部長は、直ちに大阪管区气象台、大阪府（本庁関係課又は出先機関）

に通報するとともに、地域住民に危険が及ぶおそれのある異常現象については、市民に周知する。

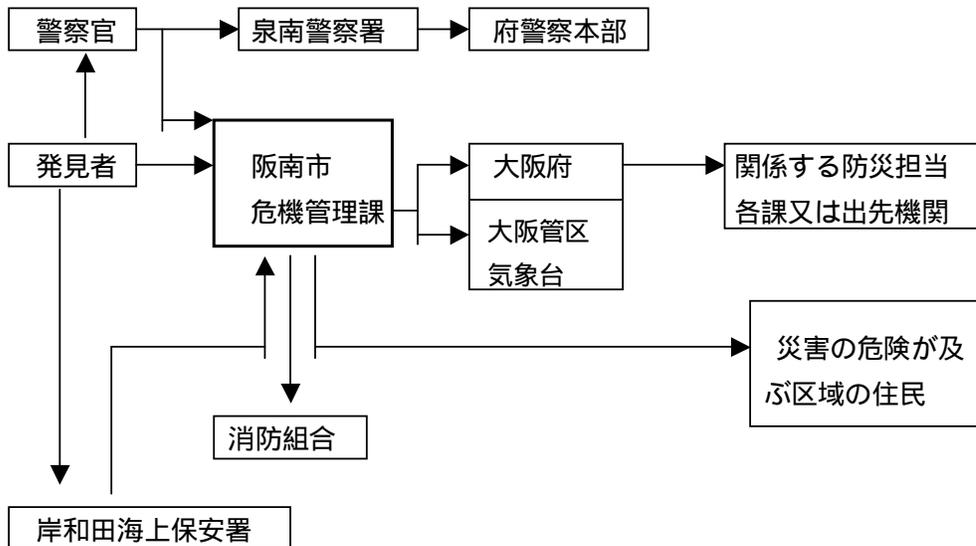


図 異常現象の伝達系統

(4) 異常現象の種類

ア 気象に関する事項

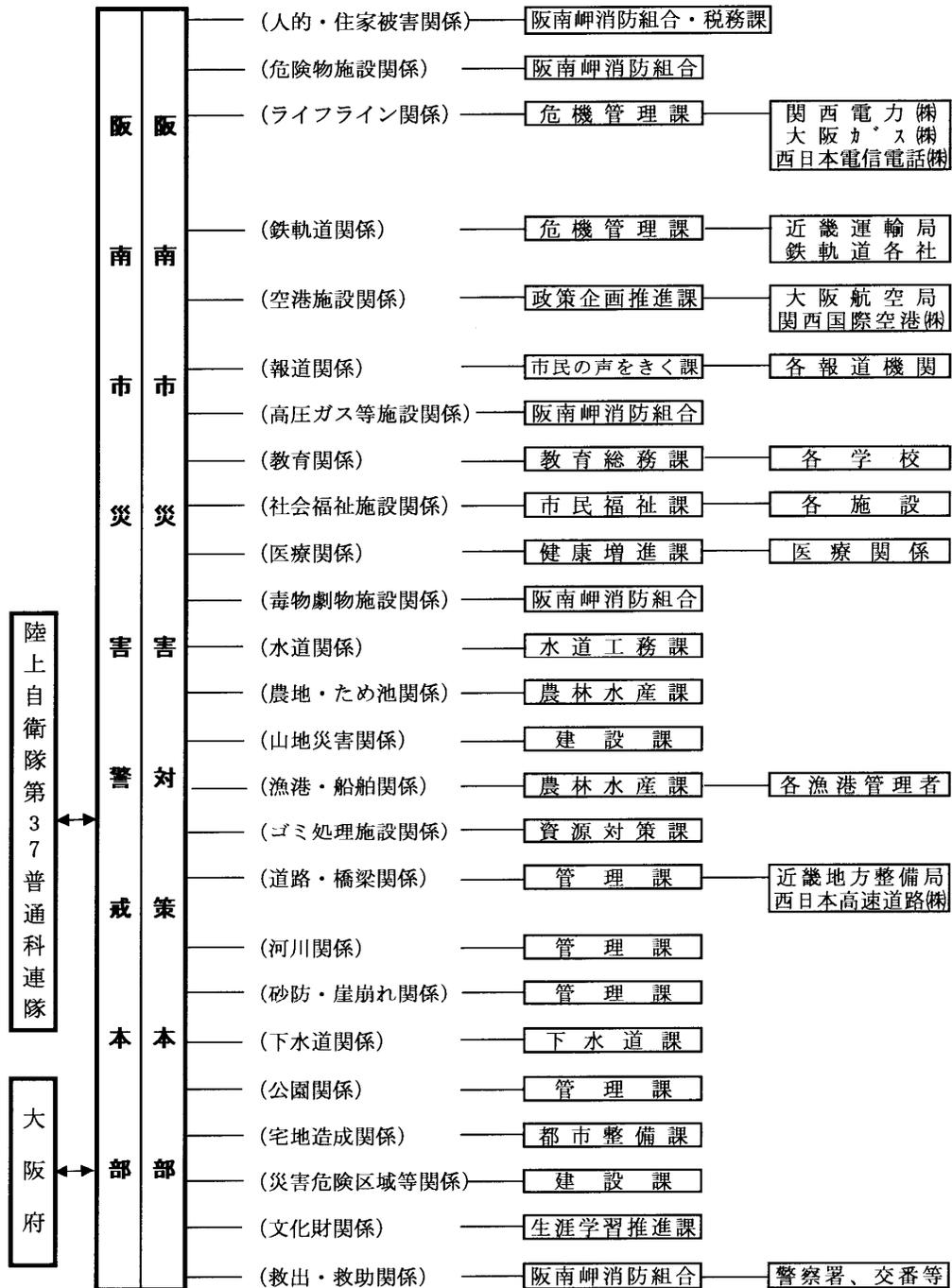
竜巻、強いひょう、強い突風等著しく異常な気象現象

イ 地象に関する事項

地盤の隆起、陥没など

ウ その他

ガスもれ、危険物の流失（出）、堤防の漏水等がある場合



*なお、市各部署は、必要に応じて大阪府の関係部署から情報の収集を行う。

図 情報収集伝達経路

第2 災害通信体制

災害時における関係機関、市民団体等相互間の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関は、それぞれの通信連絡窓口を定め、迅速かつ的確な通信連絡の確保を図る。

1 通信窓口の指定

(1) 通信窓口

市及び防災関係機関は、通信窓口を次表のとおり定めている。

表 防災関係機関指定電話及び大阪府防災行政無線番号一覧表

機関名	所在地	電話番号	府防災行政無線番号
(市関係)			
阪南市役所	阪南市尾崎町 35-1	0724-71-5678	532-8900
阪南岬消防組合消防本部・阪南署	阪南市黒田 264-1	0724-73-0119	448-0
阪南市立病院	阪南市下出 17-1	0724-71-3321	
(国関係)			
大阪管区气象台	大阪市中央区大手前 4-1-76	06-6949-6304	816-8930
近畿農政局大阪農政事務所	大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6943-9691	804-8900
大阪海上保安部岸和田海上保安署	岸和田市新港町 1	0724-22-35920	814-0
近畿地方整備局大阪国道事務所	大阪市城東区今福西 2-12-35	06-6932-1421	
(大阪府関係)			
危機管理室	大阪市中央区大手前 2	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6021	200-4875 200-4886
泉南地域防災推進室	岸和田市野田町 3-13-2	(代)0724-39-3601	303-8900
泉州農と緑の総合事務所	岸和田市野田町 3-13-2	(代)0724-39-3601	303-8920
岸和田土木事務所	岸和田市野田町 3-13-2	(代)0724-39-3601	303-8910
岸和田土木事務所尾崎出張所	阪南市黒田 52-3	0724-71-0351	339-0
泉佐野保健所	泉佐野市上瓦屋 583-1	0724-62-7701	627-0
泉南警察署	阪南市尾崎町 70	0724-71-1234	
(隣接市町村)			
泉南市役所	泉南市樽井 1-1-1	0724-83-0001	528-8900
田尻町役場	泉南郡田尻町大字嘉祥寺 375-1	0724-66-1000	538-8900
岬町役場	泉南郡岬町深日 2000-1	0724-92-2001	539-8900
(公共機関)			
阪南郵便局	阪南市黒田 24-2	0724-72-0050	
西日本電信電話(株)大阪支店	大阪市北区堂島 3丁目 1-2	06-4795-3355	
関西電力(株)岸和田営業所	岸和田市藤井町 3丁目 4-4	0724-37-0872	
南海電気鉄道(株)みさき公園駅	泉南郡岬町淡輪 3714	0724-92-1000	
大阪ガス(株)導管事業部	堺市住吉橋町 2-2-19	0722-38-2394	
西日本高速道路(株)和歌山管理事務所	和歌山市栗栖字中須 1038-2	073-472-2091	
西日本旅客鉄道(株)和泉砂川駅	泉南市信達牧野 165-2	0724-83-2129	

(2) 連絡責任者

市各部及び防災関係機関は、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属及び各機関の通信連絡を統括する。

2 通信体制

市で利用できる通信体制の概要は次のとおりである。

(1) 無線通信体制

ア 市防災行政無線

市防災行政無線は、防災上重要な避難所等の拠点に対し、一斉に同一内容を放送できる「固定系」と、陸上移動局の単信通信方式による「移動系」があり、これらの無線施設を有機的に運用し、全局の統制を実施するための無線室を本庁庁舎内に設け、災害時に特に必要な防災関係機関及び避難所との連絡や災害対策本部からの調査班等との連絡等に用いる。

(ア) 固定系

この無線システムは、気象予警報等の各種災害情報や災害対策本部からの指令等の伝達を行う。各連絡文は全て記録するとともに、連絡内容に応じて緊急一斉、吹鳴により市民等への周知を行う。

表 市防災行政無線固定系設置場所一覧表

局番	受信局名	局番	受信局名
1	1 マリントウン福島 2 尾崎中学校 3 福島幼稚園	20	
		21	5 尾崎鉄筋住宅
2	10 新町北 11 新町南	22	
		23	23 光陽台 1 61 光陽台 2 66 光陽台 3 75 光陽台 4
3	18 舞 2 丁目 19 舞西住民センター 60 シーサイド貝掛 64 鳥取三井	24	28 田山
		25	33 はつめ幼稚園 34 いずみが丘団地
4	24 貝掛 25 貝掛住民センター 61 光陽台 2	26	41 波太神社前 65 波太小学校
5	31 万葉台住民センター 62 万葉台 2		27
6	36 下出 37 下出第 1 児童遊園 38 下出大願寺前	28	52 緑が丘北 53 緑が丘南
		29	71 桃の木台東住民センター
7	43 鳥取中住民センター 74 鳥取中	30	
8	49 和泉鳥取朝日小学校前 50 和泉鳥取	31	6 尾崎保育所南 7 尾崎港 8 尾崎公民館 9 尾崎住民センター
9	69 桃の木台小学校前		32
10		33	
11	4 泉南尾崎団地	34	29 箱の浦 1 30 箱の浦住民センター 58 箱の浦 2
12	12 西鳥取小学校 14 鳥取東 15 鳥ノ荘駅前 16 鳥取南 17 鳥取西		35
		36	42 石田団地
13	20 舞小学校 21 舞 3 丁目 22 舞東住民センター	37	56 さつき台 1 57 さつき台 2
14	26 箱作住民センター 27 加茂神社西 59 下荘漁港 67 箱作東住民センター		38
		39	72 桃の木台主区 3 号線沿
15	32 住金団地	40	73 桃の木台サンヒル前
16	39 黒田北 40 黒田南 63 黒田北 2		
17	44 自然田 3 45 自然田住民センター 46 自然田 4 47 光風園第 2 児童遊園 68 自然田 1		
18	51 朝日幼稚園		
19	70 桃の木台 3 号ロータリー		

表 市防災行政無線系（基地局）

466.950MHz

呼出名称	出力	局種	行政配置
ぼうさいはんなん	3W	F3E	3 階おどり場

表 市防災行政無線系（固定局）

68.85MHz

呼出名称	出力	局種	行政配置
ぼうさいはんなんし	5W	F3E	地下無線室

表 遠隔制御器一覧

総務部	市民部	上下水道部	事業部
-----	-----	-------	-----

(イ) 移動系

災害時に、被災現場における被害状況や、避難所等における応急対策活動の状況連絡に用いる。災害対策本部の設置後は、全ての移動局は開局して統制局の管理のもと、各種災害情報の収集・伝達等に利用する。

なお、本部設置後の通信内容は緊急なものから優先し、簡潔明瞭に通信し、また不要不急の通信は禁止する。

表 移動局一覧表

NO.	呼出名称	出力	型式	行政配置
1	ぼうさいはんなん 1	5W	車載	上下水道部
2	" 2	5W	"	"
3	" 3	1W	携帯	"
4	" 4	5W	車載	"
5	" 5	5W	"	"
6	" 6	5W	"	事業部
7	" 7	1W	携帯	"
8	" 8	5W	車載	市民部
9	" 9	1W	携帯	総務部
10	" 10	1W	"	"
11	" 11	5W	車載	"
12	" 12	1W	携帯	"
13	" 13	1W	"	事業部
14	" 14	5W	車載	上下水道部
15	" 15	10W	可搬	総務部
16	" 16	5W	車載	上下水道部
17	" 17	5W	可搬	"
18	" 18	5W	車載	"
19	" 19	5W	"	総務部
20	" 20	1W	携帯	総務部
21	" 21	5W	"	総務部
22	" 22	5W	車載	事業部
23	" 24	5W	携帯	総務部
24	" 25	5W	"	"
25	" 26	5W	"	"
26	" 27	5W	"	"
27	" 28	5W	"	"
28	" 29	5W	"	"

*資料阪南市防災行政無線局運用管理規程【巻末資料5参照】

イ 大阪府防災行政無線

府と、府の出先機関、府下市町村及び防災関係機関を結ぶ無線網であり、災害の予防及び災害復旧対策等における防災関係の情報並びに気象予警報等の収集・伝達に使用する。

(7) 一斉通信

府からの災害時の気象予警報や各種情報等の全市町村に対する一斉伝達に利用される。

この一斉専用電話は、本市では危機管理課に設置されている。呼び出されれば、受話器を上げるだけで聞こえるので、内容をメモし、関係各課・本部長等に通報する。

(1) 無線電話

府の各課や隣接市町村等に対し、加入電話が輻そうして利用しがたい場合には、この無線電話で連絡する。

大阪府災害対策本部事務局の無線

「 2 0 0 4 8 7 5 」

なお、災害対策本部設置時には、本部室に設置する夜間用電話器により、一斉通信及び無線電話の両方が利用できる。

*図 大阪府防災行政無線回線系統図【巻末資料8 参照】

ウ 西日本電信電話(株)の災害応急復旧用無線

西日本電信電話(株)は災害時に有線電話が途絶した場合、通信サービスの確保を図るため、各種の災害応急通信設備を有している。

(2) 非常・緊急用電報

ア 非常・緊急扱いの電報の利用

災害時における緊急連絡のため一般の電報に優先して送信・伝達される電報である。

非常・緊急扱いの電報の利用方法

発信紙に「非常」又は「緊急」と朱書きし、西日本電信電話(株)に申し込む

(3) 非常通信

官公庁、会社、船舶、アマチュア無線等の全ての無線局は、平素は許可を受けた業務の他に使用することができないが、災害時の非常事態が発生したとき、又は発生するおそれがある場合で、西日本電信電話(株)その他の有線通信施設が事実上使用できないときは、「電波法 52 条」の規定により各種予警報の伝達、被害情報の報告、人命の救助、災害の救援、交通・通信・電力の確保、秩序の維持等に関する通信は、許可を受けた業務以外の通信（他人の通信を含む）でも取り扱える。これを非常通信といい、また、災害時の通信を総務大臣が各種無線施設の免許人に命じて確保させることを非常無線という。以上の通信は「災害対策基本法」でも、同様の規定がある。

市から大阪府への連絡は、下表のとおりであり、大阪地区非常無線通信協議会通信経路（市町村系）として定めてある。

第3 災害広報

災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、人心の安定と速やかな復旧作業の推進に資するため、市民に対し迅速かつ適切な広報を行う。

1 実施機関

広報責任者は、広報班長(市民の声をきく課長)とし、情報総括責任者との密接な連携協力のもとに円滑な広報の実施を行う。

2 広報の方法

各部において広報を必要とする事項は、総務班を通じて広報班に連絡する。ただし、緊急に必要なものについては消防組合等各部において適切に広報活動を実施し、事後速やかに総務班へ報告する。

3 市民に対する広報

災害時における広報については、広報内容の一元化を図り、市民に混乱が生じないように実施する。

(1) 広報の内容

災害の広報は、警戒段階、避難段階、救援段階、復旧段階等の各段階に応じて、市民の人心安定に必要とする情報の提供を行う。

- ア 災害時における市民の心がまえ
- イ 災害に係る気象情報及び雨量・水位・災害危険箇所等に関する状況
- ウ 被害状況(一般的な被害状況以外に、安否情報も含む)
- エ 災害応急対策の実施状況
- オ 避難の指示、勧告及び避難先の指示等
- カ 電気、ガス、電話、水道等の供給状況、復旧の見通し
- キ 災害復旧の見通し
- ク 交通規制及び交通機関の運行状況
- ケ その他(給食、給水、生活必需品等の供与状況、ゴミの収集、運搬等生活関連情報)必要な事項
- コ 災害の補償や融資に関すること。

(2) 広報の方法

ア 市民に対する広報

広報は、広報内容、方法を的確に判断して効果的に行う。

- (ア) 市防災行政無線固定系による広報
- (イ) 各種広報車及びハンドマイクによる広報
- (ウ) 自治会等の協力

- (イ) 避難所等における職員の派遣による広報
- (オ) チラシ・ポスター等の印刷物による広報
- (カ) 航空機等による広報
- (キ) 新聞等の報道機関の協力

イ 具体的な広報体制

市民に対する具体的な広報については、原則として次の方法により実施する。

- (ア) 防災行政無線による方法
- (イ) 防災行政無線の届かない地区については、広報車による。
- (ウ) 災害危険箇所については、防災行政無線による他、自治会長に対して電話で行う。
- (エ) 避難の指示については、避難誘導員による戸別訪問も行う。
- (オ) 市内全域について被害を受けたときは、航空機による広報について航空会社へ協力を要請する。

4 報道機関に対する情報の発表

- (1) 災害の状況や応急活動の実施状況等を、必要に応じて報道機関に発表する。この情報提供は、情報内容の一元化を図るため、すべて広報班において行う。

なお、情報等の提供・発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表する。また、定期的な発表を行う。

- (2) 放送局の利用（緊急警報放送）

避難の指示等で緊急を要する場合に、災害対策基本法第57条に基づき、放送局を利用する必要があるときは、止むを得ない場合を除き原則として大阪府に次の事項を明らかにした上放送を依頼する。

- ア 放送要請の理由
- イ 放送事項
- ウ 希望する放送日時及び送信系統
- エ その他必要な事項

- (3) 災害時要援護者に考慮した広報

ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送・外国語放送の活用等災害時要援護者に配慮した広報を行う。

5 広報資料の収集

- (1) 各機関でとりまとめた資料を最大限に利用し、災害現場における現地取材を行う。

- (2) 災害写真の撮影

- ア 現場に写真撮影班を派遣して、被害写真を直ちに撮影する。
- イ 各班及び他の機関が撮影した写真の収集に努める。
- ウ 災害写真は速やかに引き伸ばし、掲示するなど速報に用いるほか、他の機関から依頼があった場合には、これを提供する。

6 災害相談

災害の状況により、被災した市民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し速やかに関係各班及び機関に連絡する。相談業務の内容は、次のとおりである。

- (1) 行方不明者の搜索
- (2) 災害応急生活の知識
- (3) 被災住宅の修理、住宅のあっせん
- (4) 生業資金のあっせん、融資
- (5) 被災証明書の発行

第2節 広域応援等の要請・受入れ

第1 関係機関等への応援の要請

災害に際して、本市のみでは対応が不十分となる場合には、災害対策基本法に基づき、関係機関や各種団体に対して職員の派遣を要請し、応急対策又は災害復旧の万全を期する。

1 応援の要請

災害時の応援については、応急措置を実施するため、労働力の提供を短期間身分の移動を伴わずに、応援隊を要請するものである。

なお、応援に要した費用（交通費、諸手当、食糧費、資機材等の費用及び輸送費）等については応援を受けた本市が負担し、応援隊は本市の指揮下に入る。

(1) 応援の要請ができる要件

本市の地域に係る災害が発生した場合において、次の場合に応援の要請を行う。

- ア 応急措置を実施するため必要があると認めるとき。
- イ 自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合
- ウ 緊急を要するとき、地理的にみて近隣の市町村に応援を求めた方がより効果的な応急措置の実施ができると認められる場合

(2) 応援に当たっての要請事項

- ア 災害の状況及び応援を要請する理由
- イ 応援を必要とする期間
- ウ 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- エ 応援を必要とする場所
- オ 応援を必要とする活動内容
- カ その他必要事項

(3) 知事に対する応援要請

「災害対策基本法第68条」に基づき、大阪府知事に対して応援要請を行う。この場合には、市から大阪府危機管理室を通じて行う。

(4) 他の市町村に対する応援の要請

「災害対策基本法第67条」に基づいて、他の市町村長に対して応援要請を行う。

2 職員の派遣要請

災害発生時の応急対策、復旧対策を実施するため、本市の職員のみでは対応ができない場合は、大阪府、他の市町村、指定地方行政機関等に対し、職員の派遣を要請することができる。

(1) 職員の派遣の要請

「災害対策基本法第 29 条」、又は「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17」の規定により職員の派遣を要請することができる。

これは、派遣を要請する職員の技術・知識・経験等を勘案して、災害応急対策、災害復旧対策に関し必要な事項について、派遣先の身分に併任されて派遣先の事務を行うものである。

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせんの要請

「災害対策基本法第 30 条」に基づき、災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、府知事に対し、職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

なお、その場合の手続きは、次の事項を記載した文書で行う。

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、「災害対策基本法第 32 条、第 92 条、同施行令 17、18、19 条」に定めるところによる。

3 労働者の確保

(1) 災害対策基本法その他の法律に基づく従事命令、協力命令

災害応急対策を実施するための人員が労働者の雇い上げ等によっても、なお不足し、特に必要が認められる場合は従事命令又は協力命令を発し、対策要員を確保する。

ア 強制命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条 第1項 第2項	市町村長 警察官 海上保安官
災害救助作業	従事命令 協力命令	災害救助法第24条 災害救助法第25条	知事
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条 第1項 第2項	知事 市町村長 (委託を受けた場合)
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第17号	水防管理者 消防機関の長

イ 命令対象者

命令区分	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策及び救助作業)	1 医師、歯科医師及び薬剤師 2 保健師、助産師及び看護師 3 土木技術者及び建築技術者 4 大工、左官及びとび職 5 土木、建築業者及びその従事者 6 地方鉄道業者及びその従事者 7 軌道経営者及びその従事者 8 自動車運送業者及びその従事者 9 船舶運送業者及びその従事者 10 港湾運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令(災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官又は海上保安官の従事命令(災害応急対策全般)	当該市町村の区域の市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務遂行による警察官の従事命令(災害応急対策全般)	その場に居合せた者その物件の管理者
消防法による消防吏員又は消防団員の従事命令(消防作業)	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者又は消防機関の長の従事命令(水防作業)	水防の現場にある者又は区域内に居住する者

ウ 公用令書の交付

従事命令若しくは協力命令を発するとき、又は発した命令を変更し、若しくは取り消す時は、公用令書を交付する。

エ 費用

本部長が災害対策基本法第71条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策に従事した者に対しては実費を弁償する。

オ 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者がそのことにより死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合には法律又は条例の定めるところにより、その損害を補償する。

*様式 公用負担権限証明書【巻末様式14参照】

*様式 公用負担証【巻末様式15参照】

(2) 公共職業安定所の労働者供給

公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要な労働者の供給あっせんを依頼する。

ア 必要労働者数

イ 男女別内訳

ウ 作業の内容

エ 作業実施期間

オ 賃金の額

カ 労働時間

キ 作業場所の所在

ク 残業の有無

ケ 労働者の輸送方法

コ その他必要な事項

(3) 自治会等の民間団体の協力

災害時における地域の防災活動に、地区や職場などの自治会・団体等に協力を求める。

4 要員の任務

災害時に派遣された要員、労働者等は、本部長の指揮下で、それぞれ次の災害対策の業務に従事する。

(1) 災害対策実施機関の職員

本市の防災計画に従い、その対策に従事する。

(2) 民間協力団体

奉仕団の活動内容は主として次のとおりであるが、活動内容の選定に当たっては奉仕団等の意見を尊重して行う。

- ア 炊出し、その他災害救助活動の協力
- イ 清掃及び防疫
- ウ 災害応急対策用物資、資器材の輸送及び配分
- エ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- オ 軽易な作業の補助
- カ その他上記の作業に類した作業

(3) 一般労働者

- ア リ災者の安全な場所への避難支援
- イ 医療及び助産における各種移送業務
- ウ リ災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 救済用物資の輸送
- カ その他災害応急対策実施上の補助業務

(4) 従事者

従事命令又は協力命令を受けた者は、その公用令書に記載された業務に従事する。

(5) 派遣職員

派遣職員は、職種に応じて指示された業務に従事する。

第2 緊急消防援助隊の派遣要請

市の消防力及び府内の消防応援だけでは市域で発生した災害に対処できないと判断したときは、速やかに、知事に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

第3 広域応援等の受入れ

市長は、広域応援等を要請した場合、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、適切な場所へ受け入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

1 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、警察等と連携し被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

2 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

3 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

平成3年生まれ同期市自治体災害時相互応援に関する協定 【2-87 頁参照】

第4 自衛隊派遣要請

災害が発生し、又は二次災害の発生するおそれのある場合で、市民の人命・財産を保護するため本部長が自衛隊の災害派遣を要すると判断したときは、知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

1 実施機関

総務班は、本部長の指示により地震災害の状況により人命及び財産の保護の応急対策の実施が市単独では困難であり、自衛隊の部隊組織による活動が必要又は効果的であると認める場合、災害対策基本法第68条2の規定に基づき、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

2 市長の災害状況の通知

市長は、通信の途絶等により知事に対しての要請の要求ができない場合は、直接自衛隊（陸上自衛隊第37普通科連隊）に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

3 自衛隊の自主的派遣

災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく自らの判断で基準に基づいて部隊を派遣する。

4 災害派遣要請基準

要請基準は、次のとおりである。

- (1) 人命救助のため応援を必要とするとき。
- (2) 災害が発生し、又は災害発生が予想され、緊急措置に応援を必要とするとき。
- (3) 市内で大規模災害が発生し、緊急措置に応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- (6) 緊急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき。

5 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣は、上記の本部長の依頼による知事からの要請に基づく部隊等の派遣以外にも、次の場合に部隊等の派遣がある。

- (1) まさに災害が発生しようとしている場合における知事の要請に基づく災害派遣
- (2) 災害発生事態に照らし、特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めて、知事からの要請を待たないで自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣

6 災害派遣の要請手続

(1) 前項における派遣要請の要求の判断は、泉南警察署、消防組合等関係機関の長と協議の上、迅速に行う。

(2) 派遣要請の要求は、下記の事項を別紙の様式に明記し、口頭、又は電話等で知事(府危機管理室)に行う。

なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

ア 災害の情况及び派遣要請を要請する事由

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(3) 自衛隊に対する情報の提供

市長は、自衛隊の災害派遣を考慮する場合、自衛隊に対する災害派遣の要請の有無にかかわらず、できるかぎり早期に災害関係情報等を自衛隊に提供するものとする。

(4) 自衛隊派遣・撤収要請との手順

本市の担当部隊は、陸上自衛隊第3師団第37普通科連隊である。

自衛隊派遣・撤収要請等の手順は、次図のとおりである。

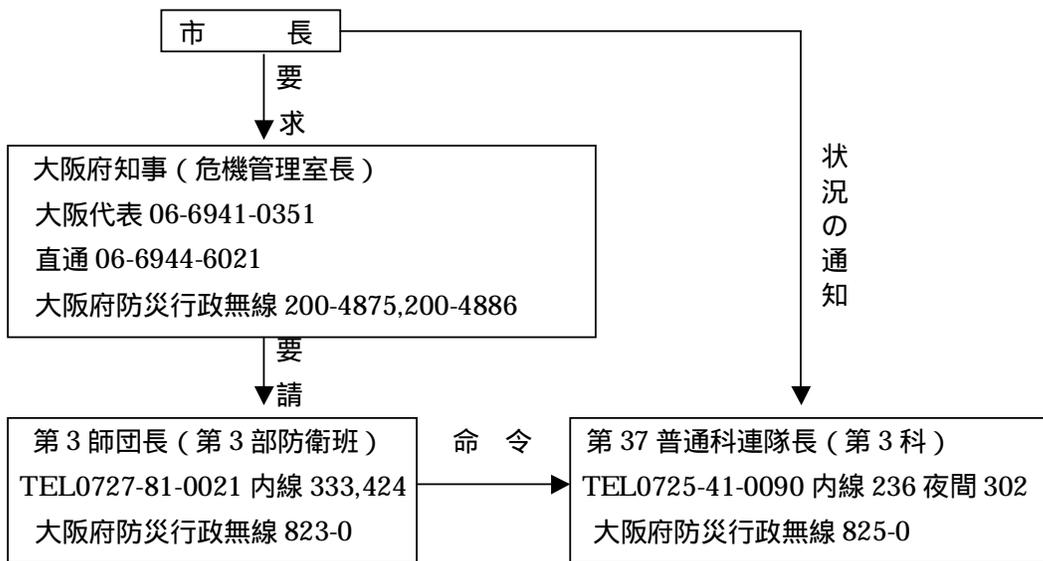


図 自衛隊派遣・撤収要請等手順図

7 派遣部隊の受入体制

派遣要請を要求したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるようにその受入体制について、次のことを行う。

(1) 派遣部隊の誘導

自衛隊の派遣要請を行ったときは、必要により泉南警察署に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

(2) 受入体制

ア 市は、責任者に総務部長を受入部長として指定し、派遣部隊の指揮官と連絡調整に当たる。

イ 受入体制の確立

派遣部隊の集結及び宿泊場所等を確保する。

ウ 作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業内容・計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。

エ ヘリポートの設営等

災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合は、ヘリポートを準備する。

(3) 自衛隊の活動内容

自衛隊には、次の内容について災害の態様に応じた活動を要請する。

ア 被害状況の把握

イ 避難の援助

ウ 避難者等の搜索活動

エ 水防活動

オ 消防活動

カ 道路又は水路の啓開

キ 応急医療、救護及び防疫

ク 人員及び物資の緊急輸送

ケ 炊飯及び給水

コ 物資の無償貸与及び譲与

サ 危険物の保安及び除去

シ その他

8 派遣部隊等の撤収要請

本部長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき又は必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、速やかに口頭又は電話により知事（府危機管理室）に対し撤収の要請を依頼する。

なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

*様式 自衛隊の災害派遣要請依頼書【巻末様式 25 参照】

*様式 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請依頼書【巻末様式 26 参照】

第5 民間協力団体及びボランティアの受入れ

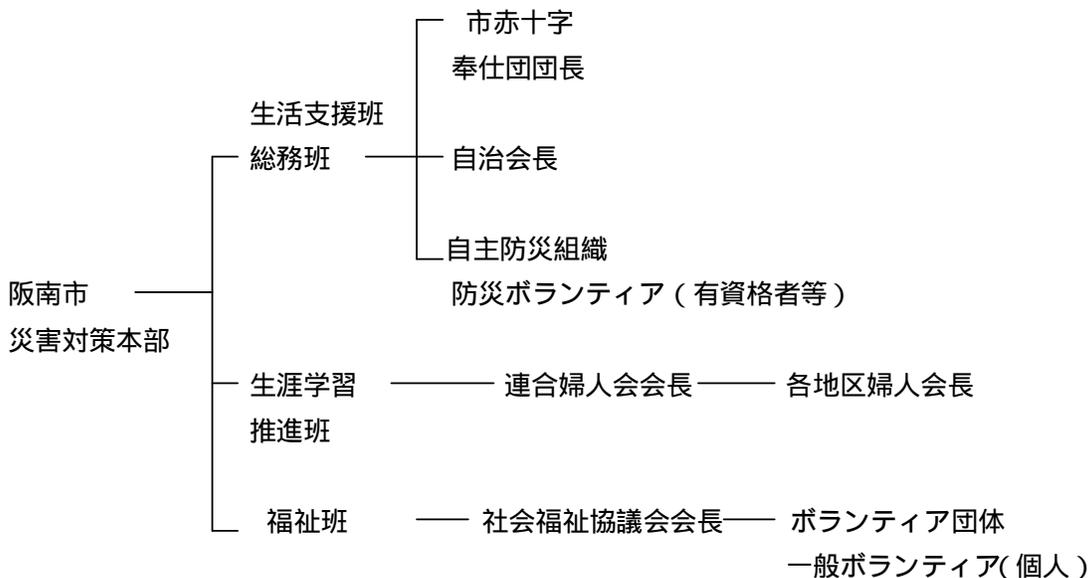
市は、大災害が発生して被災範囲が広範囲にわたり、被災者が多数に及ぶ場合で、防災関係機関の職員だけでは応急対策の実施が十分に行えないときは、可能な範囲で市民や民間団体の協力を得る。

1 労働者確保の種別

災害対策を実施するための必要な労働者等の確保の手段はおおむね次によるが、災害時の状況に応じ適切な手段を採用するものとする。

- (1) 災害対策実施期間の常用労働者及び関係者等の労働者の動員
- (2) 防災関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- (3) 日赤奉仕団等の協力動員
- (4) 自主防災組織、自治会の動員
- (5) ボランティアの動員
- (6) 公共職業安定所の斡旋供給による一般労働者の動員
- (7) 緊急時における従事命令等による労働者の動員

2 民間協力団体等への連絡系統



3 ボランティアの受入れ

市社会福祉協議会は、本部事務局との情報交換施設を備えたボランティアコーナーを設置し、ボランティアの受付、調整など受入れ体制を確保し、活動の円滑な実施を図る。また、ボランティアの活動拠点は、西鳥取公民館とする。

4 防災ボランティア（有資格者等）の受入れ

市は、防災知識、技術、資格等を有する団体又は個人を対象とする阪南市防災ボランティア登録制度により、防災ボランティアの受入れ・登録を行い円滑な応急対策の実施を図る。

第6 各機関による連絡会議の設置

市は、府、市町村、警察、日本赤十字社及び自主防衛組織等が、相互に連携した災害応急対策活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。

第3節 災害救助法の適用

災害に際して、市長（本部長）が行う応急救助のうち、一定規模以上の災害の救助活動については「災害救助法」の適用を受ける。国の災害対策として知事が行う救助のうち、市長（本部長）に委任された事項については市長（本部長）がこれを実施し、被災した市民の保護と社会秩序の保全を図る。

1 実施責任者

「災害救助法」の適用に基づく応急救助活動は知事が実施する。

知事から委任された事項については、市長（本部長）が実施責任者となり応急救助活動を実施する。

2 災害救助法の適用基準

この適用基準は、「災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条」に定めるところに基づくものである。市の区域単位に原則として同一原因の災害の程度が次のいずれかに該当する場合であって、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに災害救助法を適用する。

具体的な適用基準は、次のとおりである。

- (1) 本市の区域内の住家滅失世帯数が、80世帯以上に達するとき。
- (2) 大阪府の区域内の住家滅失世帯数が2,500世帯以上であって、本市の区域の住家滅失世帯数が40世帯以上に達するとき。
- (3) 大阪府の区域内の住家滅失世帯数が12,000世帯以上である場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等災者の保護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、本市で多数の世帯の住家が滅失したとき（多数とは上記の(1)又は(2)の数に達しなくても良いが、被害の態様・周囲の状況により大阪府が判断する）。
- (4) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

3 住家滅失世帯数の算定基準

- (1) 全壊(全焼)、流失世帯は1世帯とする。
- (2) 半壊、又は半焼するなど著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯とする。
- (3) 床上浸水、土砂の堆積等で、一時的に居住することが出来ない状態となった世帯は、3世帯をもって1世帯とする。

なお、被害の程度については、被害状況等報告基準【3-58～59頁参照】による。

4 災害救助法の適用手続

- (1) 市長（本部長）は、本市における災害による被害の程度が、前記2の「災害救助法の適用基準」の各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちに

その状況を知事に報告するとともに法の適用について協議する。

- (2) 市長（本部長）は、前記2の「災害救助法の適用基準」の(3)の後段及び(4)の状態
で被災者が現に救助を要するときは、法の適用を要請しなければならない。
- (3) 災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないときは、市長
（本部長）は法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、そ
の後の措置について知事の指揮を受けなければならない。

5 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。

次に掲げる救助種類のうち(1)～(10)は、その職権の一部をあらかじめ知事から市長（本部長）一に委任されている。

また、(11)から(13)の救助の実施についても、災害の態様に応じ災害発生の都度市長（本部長）に委任されることがある。なお、委任を受けた市長（本部長）は委任された救助の実施責任者となる。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を除く。）の供与
- (2) 炊出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 学用品の給与
- (7) 埋葬
- (8) 死体の搜索
- (9) 死体の処理
- (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障
を及ぼしているものの除去
- (11) 応急仮設住宅の供与
- (12) 災害にかかった住宅の応急修理
- (13) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

6 災害救助法の救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「大阪府災害救助法施行細則」に定めるとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

*資料 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表【巻末資料9 参照】

第4節 避難救助等に関する活動

第1 避難所の開設・管理、運営

1 実施担当

避難所開設班（住民センター）、教育総務班（小・中学校）は、災害の状況により警察署及び関係機関と連携のもと、本部長の指示（命令）に基づき市民の安全を図るために避難所の開設等を行う。

各施設管理者は、市長の指示や協力要請を受けて、避難所の開放及び開設に協力するとともに収容体制を整えて、円滑な避難に協力する。

2 避難所の開設

(1) 避難所の開設

ア 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、気象状況等を特に考慮し、適切な避難所を選定するとともに、避難所を開設するときは、速やかに避難所の施設管理者に連絡する。

イ 市長は、避難所を開設したときは、直ちに建物及び収容者の維持管理のために避難所責任者を派遣し、避難所の開設と被災者の収容に当たる。

ウ 避難所を開設したときは、直ちに次の事項を知事及び泉南警察署長に報告する。
（閉鎖したときも同様に報告する。）

- (ア) 開設の日時及び場所
- (イ) 収容状況及び収容人員
- (ウ) 開設期間の見込み
- (エ) 避難対象地区名

エ 避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、収容期間の延長の必要があるときは期間を延長することができる。

(2) 避難所の収容対象者

ア 住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者

イ 自己の住家の被害には直接被害はないが現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

ウ 災害により、現に被害を受けるおそれがあり、避難命令の出された者

エ 避難指示が発せられないが、緊急に避難することが必要である者

*表 避難所一覧表【2-100～101頁参照】

(3) 福祉避難所の開設等

- ア 市は要介護高齢者、障害者等の二次的な避難收容を行うため、福祉避難所として老人福祉センターを開設する。
- イ 福祉避難所が不足する場合は、他の社会福祉施設管理者に協力を依頼し、これを福祉避難所として開設し、又は要介護高齢者、障害者等の二次的な避難收容を行う。
また、必要に応じ、社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。
- ウ 要介護高齢者、障害者等の二次的な避難收容が困難な場合は、府、近隣市町等に協力を要請する。
- エ 避難收容にあたっては、要介護高齢者、障害者等の意思を尊重し、かつプライバシーの保護に留意し、これを行う。

3 避難所の管理、運営

(1) 避難者の收容

- ア 避難所責任者は避難地域の被災者を收容するとともに、他地区より避難してきた被災者についても誘導し、收容する。
- イ 避難所責任者は、避難者の收容をしたときは、別に定める避難所收容者名簿を作成する。
- ウ 避難所責任者は被災者の收容に当たり当該避難所が被害を受け、收容困難となったとき、又は收容力に余力がないときは、災害対策本部の指示を受け、他地区の避難所にこれを收容する。

*様式 避難所收容者名簿【巻末様式9 参照】

(2) 避難所の管理

- ア 避難所責任者は、施設の管理者、警察官、赤十字奉仕団等の協力を得て、避難所の管理を行う。
- イ 避難所責任者は、日報により收容状況を総務班に報告する。
- ウ 避難所における救助実施の記録を避難所が閉鎖されるまで別に定める救助実施記録日計表を作成する。
- エ 避難所責任者は、次の事項が発生したときは、防災行政無線移動系等により直ちに総務班に報告する。
 - (ア) 被災者の收容を開始したとき。
 - (イ) 收容者全部が退出又は転出したとき。
 - (ウ) 收容者が死亡したとき。
 - (エ) 避難所に悪疫が発生したとき。
 - (オ) その他報告を必要とする事項が発生したとき。
- オ 避難所責任者は、自宅又は縁故先に復帰しうる者は、速やかに復帰させる。

*様式 避難所状況報告書【巻末様式8 参照】

(3) 避難者の他地区への移送

ア 市長は、避難者の生命、身体保護のため、移送を必要とするときは、市保有の車両又は借上げ車両により避難者を移送するものとする。移送を行うに当たっては泉南警察署と緊密な連携を図るとともに、移送道路の警戒等の措置を要請する。

イ 市長は、被災地域が広域にわたり、市域内に予定した避難所が使用できなくなったため、他の市町村に移送する必要がある、かつ、自己の能力では処理できない場合は知事に応援を要請する。

4 避難所の閉鎖

(1) 市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。

(2) 避難所責任者は、市長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。

(3) 市長は、避難者のうち住居が浸水、倒壊等により帰宅困難なものがある場合については避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

5 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法が適用された場合の避難所設置のための費用は、次表に定めるとおりである。

*資料 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表【巻末資料9 参照】

第2 救出・救急活動

災害のため生命、身体に危険が及んでいる者あるいは生死不明の状態にある者を救出し、又は捜索してその者を保護するため、救出活動を行う。

1 実施担当及び救出体制

実施担当及び救出体制は次のとおりである。

- (1) 消防組合及び消防団が泉南警察署、岸和田海上保安署と協力して実施するが、消防機関等のみでは対応できない場合は、周辺市町村、府警察、大阪府等に応援を要請する。
- (2) り災者の救出体制は、消防機関等による救助隊を編成し、救助に必要な車両、特殊機械器具、その他資器材を使用して迅速に救出作業に当たる。
- (3) 市自体の機能で救出が困難であり、かつ救出作業に必要な車両、船艇、特殊機械器具等の調達を要するときは、具体的内容を明示して知事又は隣接市町村に応援等を要請する。

2 救出の対象

(1) 救助隊の出動

- ア 火災時に火中に取り残されたような場合
- イ 倒壊家屋の下敷きになったような場合
- ウ 流出家屋及び孤立した所に取り残されたような場合
- エ 崖くずれ、山くずれ、土石流、地すべり等のため土砂や家屋の下敷きとなった場合
- オ 電車、自動車、航空機、船舶等による集団的事故が発生した場合
- カ ガス、危険物、薬品、放射性物質等の爆発、流出、漏洩等が発生した場合
- キ その他これに類似する場合

(2) 対象者

- ア 行方不明の者で諸般の情勢から判断して、生存していると推定される場合
- イ 行方は判っているが、生存しているか否か明らかでない場合

3 救出の方法

- (1) 消防機関は、救助隊を編成するとともに、救出に必要な車両・舟艇・特殊機材・救助用資機材等を準備又は調達し、迅速に救出活動を実施する。
- (2) 救出活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現地本部を設置し、関係機関とも連携し、救出を行う。

4 救急活動

- (1) 救急活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。
- (2) 傷病者等に対する応急手当の実施及び傷病程度に応じた収容先、搬送先等を確保するために、現場本部に応急救護所を設置して応急救護を実施する。

なお、負傷の程度や救護所の能力によっては、関係機関と連携して医療機関への搬送を行う。

5 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準は、次表による。

なお、災害救助法による措置を実施した時は、救助実施記録日計表を作成し、総務班へ報告する。

*資料 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表【巻末資料9 参照】

6 自主防災組織

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に救助・救急活動を実施する。

第5節 生活救援活動

第1 給水活動

災害のため給水施設の破損あるいは飲料水の汚染等により飲料に適した水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給する。

1 実施担当

本部長の指示により、給水班は水道部災害対策隊を設置し、応急給水計画を樹立し、消防組合及び関係機関の協力を求め、飲料水を確保し、被災者へ飲料水の供給を行うが、被害規模が甚大で市の能力を越える場合は、周辺市町村又は大阪府へ応援を要請する。

2 給水対象者

災害のため水道施設等が被災し、又は飲料水の汚染等により飲料に適した水を得ることができない者を対象とする。

3 給水活動

(1) 飲料水の確保

飲料に適した水の確保については、次の方法によって行う。

- ア 市水道施設が破損し機能停止した場合は、府営水道からの安心給水栓により応急給水を行う。
- イ 府営水道からの受水ができない場合は、貯水容量等を考慮して、近隣市町村の応援を求め、時間給水等の臨機の措置をとる。

(2) 給水計画

- ア 特別給水：市全域において、計画の想定目標規模の給水を行う。
- イ 地区給水：特定の地区において上述の規模に達しない程度の給水を行う。
復旧給水期間は災害発生の日から28日以内程度とし、医療機関、社会福祉施設等緊急性の高いところから給水を実施する。

(3) 想定給水目標

災害発生から（目標）		
3 日間	3 リットル/人	生命維持用水
7 日目	3～20 リットル/人	簡単な炊事等
14 日目	20～100 リットル/人	3日に一度の風呂、洗濯
28 日目	100～250 リットル/人	災害前とほぼ同水準

(4) 飲料水の供給方法

飲料水の供給は、次の方法によって行う。

ア 給水方法

- (ア) 拠点給水：指定避難所、公園等特定の場所で給水する。
- (イ) 搬送給水：給水タンク車等により給水する。
- (ウ) 仮設共用栓による給水：最寄りの水道施設からの応急配管により仮設共用栓をつくり供給する。
- (エ) 給水用資機材による給水：市の保有する給水用資機材として、ビニール袋等を被災者に配布し、給水を行う。

イ 給水時間

原則として日没までとするが、必要により早朝、夜間等の時間帯の配慮して給水する。

その具体的な方法については、市の広報車や防災行政無線を通じて市民に周知する。

ウ 給水の優先順位

給食施設、病院、社会福祉施設、指定避難所等緊急度の高い施設を優先する。

(5) 留意事項

ア 応急給水を実施したときは、応急給水日計表を作成する。

イ 災害時には、水は飲料水だけでなく、初期消火にも重要な役割を果たすことを考え、各防災関係機関はもちろんのこと、市民一人一人においても常に必要最小限度の水の備蓄を励行するよう協力を要請する。

*様式 応急給水日計表【巻末様式 11 参照】

4 給水場所及び給水用資機材

(1) 給水場所

表 給水場所一覧表

番号	場所	貯水量 (m ³)	番号	場所	貯水量 (m ³)
1	緑ヶ丘配水池	565	9	シーサイド貝掛	90
2	石田配水池	4,000	10	山中配水池	240
3	鳥取配水池	4,000	11	さつき台配水池	1,000
4	坂紀配水池	800	12	東部中区配水池	1,000
5	光陽台配水池	500	13	西部第2低区配水池	2,000
6	西部高区配水池	2,000	14	箱作高区配水池	1,064
7	桑畑配水池	42	15	箱作中区配水池	1,376
8	万葉台高架水槽	110	16	箱作低区配水池	2,531

(平成17年4月1日現在)

(2) 給水用資機材

表 給水用資機材一覧表

名称	形状・寸法	数量	備考
広報自動車		5台	放送連絡用
給水タンク	1m ³	2台	
	2m ³	1台	
貨物自動車		5台	容器運搬用
給水用ポリ容器	18リットル	50個	
ホースその他附属品		1式	
発電機	可搬式	1式	2,300W, 100V
水中ポンプ	0.5m ³ /分	1式	

(平成17年4月1日現在)

5 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準は、次表による。

なお、災害救助法の対象となるものは、飲料水の給水についてであって、水道施設の応急復旧は原則として対象とはならない。

*資料 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表【巻末資料9 参照】

第2 食料の供給

災害時は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食料品の販売機構等も一時的に混乱し食料品の購入も思うようにならず、日常の食事に支障をきたすため、必要な食糧等を支給し一時的に被災者及び応急対策要員の食生活を保護する。

1 実施担当

本部長の指示により、物資調達班、給食班、都市整備班が実施する。

2 給与対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼、又は床上浸水等であって、そのために炊事のできない者
- (3) 被災したため、供給機関が通常の配給を行うことができないので、その機関を通じないで、供給を行う必要がある場合
- (4) 災害地において、救助作業、応急復旧作業等に従事する者（「災害救助法」の対象ではない）

3 食料の調達

(1) 重要物資等の確保

市保有の重要物資は、次のとおりである。

表 重要物資備蓄目標量及び備蓄保有量

物 資	目 標 量	保 有 量
アルファ化米等	1,944 (食)	1,944 (食)
高齢用食	39 (食)	39 (食)
粉ミルク	20 (人・日)	20 (人・日)

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

(2) 調達する食料

災害時において市が調達する食料は次のとおりである。

ア アルファ化米、精米、乾パン等

市内米穀業者から購入するとともに、災害救助法が適用された場合は、速やかに大阪府へ要請して供給を受けるが、供給方法その他については「本節第3の5 災害救助法が適用された場合の措置」によるものとする。

イ 牛乳、粉乳

できる限り市内の小売販売業者から調達するが、それで賄えない場合は、大阪府知事調達あっせんの依頼をするものとする。調達依頼先は次のとおりである。

表 粉乳取扱業者一覧表

業者名	所在地	電話
明治乳業(株)関西支社	大阪市北区天満橋 1-8-30	06-6881-5315
森永乳業(株)神戸支社	神戸市東灘区深江浜町 34-1	078-453-5111
雪印乳業(株) 近畿支店	大阪市北区梅田 2 丁目 6-20	06-6133-3665

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

ウ インスタント食品その他

インスタント食品等については、市内スーパーマーケット及び食料品店にあらかじめ協力を依頼し、調達を図る。

4 食料の供給

(1) り災者に対する食料供給については、避難所毎の必要量を算定した上で、まず、市の備蓄しているものから自治会等の協力を得て、避難所やその周辺の適当な場所で実施する。

ア 炊出し給食は、避難所内又はその近隣の学校給食場を利用し、給食業務を円滑に実施する。

イ 災害の規模、状況等により適宜炊飯にかえ、パン、牛乳又はインスタント食品等による給食を実施する。

この場合は、品目、数量等を明らかにし、り災者間に不公平が生じないよう適切に実施しなければならない。

ウ 乳児等に対する給食は、ミルク等によって行う。

エ その他炊出し給食等について必要な事は、災害の状況等に応じ、そのつど市民部長が定める。

オ 給食班は、り災者に対する給食を実施したときは、物資の給与状況表を作成し、総務班へ報告する。

*様式 物資の給与状況表【巻末様式 10 参照】

(2) 食料の炊出しは、学校給食センター等も用いて行うが、燃料の確保については、市内の燃料業者に要請する。

(3) 災害従事者に対する給食は、人事班において(1)アに準じて行い、その実施に当たっては給食班との連結を密にして行う。

(4) 食品の確保、調達ができないとき、又は炊出しができないときは、大阪府及び周辺市町村に応援を要請する。

(5) 炊出し及び供給の基準等

炊出し及び供給の対象者、支出限度、期間等は、災害救助法に定められた基準に準じて行う。

5 災害救助法が適用された場合の措置方法

(1) アルファ化米、高齢者用食等の応急供給方法

本部長は、原則として災害救助法が適用された場合で、かつ市内業者等で必要量のアルファ化米等の購入が困難である場合には、大阪府に対して、応援を要請する。

(2) 米穀及び乾パン、漬物の応急供給方法

本部長は、災害救助法が適用された場合で、かつ市内業者等で必要量の精米等の購入が困難である場合に、大阪府災害救助用食料緊急引渡要領に基づいて政府所有の米穀及び乾パン、漬物並びに米穀卸売業者所有の精米を調達するが、その概要は次のとおりである。

ア 緊急引渡しの対象者

- (ア) 被災者
- (イ) 災害救助従事者

イ 引渡し品目

- (ア) 米穀（精米又は玄米）
- (イ) 乾パン
- (ウ) 漬物

ウ 引渡し数量

緊急引渡しを行う数量は、次のとおりである。

品目	米 穀	乾パン	漬物
被災者供給用	精米 1人1食当たり 200g 又は 玄米 1人1食当たり 220g	1人1食当たり 115g	1人1食当たり 20g
災害救助従事者供給用	精米 1人1食当たり 300g 又は 玄米 1人1食当たり 330g	1人1食当たり 115g	1人1食当たり 20g

エ 引渡し場所等

災害の状況による緊急引渡しを行う引渡し場所、引渡し品目及び引渡しを受ける者の区分は次表のとおりである。

災害の状況	引渡し場所	引渡し品目	引渡しを受ける者
知事と市長の連絡ができる場合	大阪府中部広域防災拠点	乾パン	知事又は市長
	大阪府の指定する場所	精米、漬物	市長
交通、通信の途絶等のため知事と市長との連絡がつかない場合	政府倉庫及び農林水産省指定倉庫(大阪府中部広域防災拠点を除く。)	玄米	市長
	漬物保管者倉庫	漬物	

オ 引渡し手続き

政府所有の米穀及び乾パン、漬物並びに米穀卸売業者所有の精米の緊急引渡しの手続きは次のとおりであるが、詳細は大阪府災害救助用食料緊急引渡要領によるものとする。

(ア) 知事と市長の連絡ができる場合

a 乾パン

(a) 引き渡し場所

大阪府中部広域防災拠点

(b) 引渡し手順

- ・市長は知事に対して食料の引渡し要請を行う。
- ・知事は引渡し数量を決定する。
- ・知事は近畿農政局大阪農政事務所長に対して緊急引渡し要請を行う。
- ・知事は近畿農政局大阪農政事務所長の指示に従い市長へ引渡す。

b 精米（流通在庫米）

(a) 引渡し場所

大阪府の指定する場所

(b) 引渡し手順

- ・市長は知事に対して食料の引渡し要請を行う。
- ・知事は引渡し数量を決定する。
- ・知事は米穀卸売業者に対して供給の要請を行う。
- ・米穀卸売業者は市長へ引渡す。
- ・米穀卸売業者は知事へ供給報告を行う。

c 漬物

(a) 引渡し場所

大阪府の指定する場所

(b) 引渡し手順

- ・市長が知事に対して食料の引渡し要請を行う。
- ・知事は引渡し数量を決定する。
- ・知事は漬物保管者に対して供給の要請を行う。
- ・漬物保管者は市長へ引渡す。
- ・漬物保管者は知事へ供給報告を行う。

(イ) 交通、通信の途絶等のため知事と市長の連絡ができない場合

（市長が(ア)による引渡しを受けることができない場合）

a 玄米（農林水産省指定倉庫等の在庫米）

(a) 引渡し場所

農林水産省指定倉庫等

(b) 引渡し手順

- ・市長は近畿農政局大阪農政事務所長等に対して緊急引渡し要請を行う

- ・支所長等は市長へ引渡す。
- ・市長は知事に対して引取報告を行う。

b 漬物

(a)引渡し場所

漬物保管者倉庫

(b)引渡し手順

- ・市長は漬物保管者等に対して緊急引渡し要請を行う。
- ・漬物保管者等は市長へ引渡す。
- ・市長は知事に対して引取報告を行う。

(3) 災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準

災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準は、巻末資料9による。

第3 生活必需品等の供給

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、ただちに日常生活を営むことが困難なものに対して、急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

1 実施担当

本部長の指示により、物資調達班及び都市整備班が実施する。

2 給与又は貸与の対象者及び品目

(1) 対象者

- ア 被災により、住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水を受けた者
- イ 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ウ 被服、寝具、その他生活必需物資が無い場合、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 品目

- ア 寝具（毛布、布団等）
- イ 被服（肌着等）
- ウ 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁等）
- エ 食器（茶わん、皿、箸等）
- オ 保育用品（ほ乳ビン等）
- カ 光熱材料（マッチ、ローソク、簡易コンロ等）
- キ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
- ク その他

3 調達及び配分方法

(1) 生活必需品の調達方法

上記の生活必需品の内、市で備蓄している品目と数量については、市備蓄物資一覧表【2-111頁参照】のとおりである。

不足する品目等については、市内のスーパー等業者から災害の規模に応じて必要な生活必需品の調達を行う。

なお、本市のみで必要量が確保できない場合は、大阪府に対し物資の調達あっせんを要請する他、周辺市町村に応援を要請する。

(2) 配分の方法

ア 生活必需品の配分は、それぞれ世帯構成人数に応じて配分する。なお、この配分に当たっては、自治会等の協力を得て行う。

イ リ災者に対する生活必需品の給（貸）与を実施したときは、物資の給与状況表を作成し、総務班へ報告する。

* 様式 物資の給与状況表【巻末様式 10 参照】

(3) 義援物資

災害の義援物資等が市に送られてきたときは、とりあえず市の施設に一括保管し、その品目別に分類、整理して、配分する。

4 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準は、巻末資料9による。

また、原則として災害救助法が適用された場合で、かつ市内業者等で必要量の生活必需品等の購入が困難である場合には、大阪府に対して、応援を要請する。

第4 医療・救護活動

市は、府及び関係機関の協力のもと、災害により医療・助産の途をなくした被災地の市民に対し、応急的な医療及び助産の救護活動を行う。

1 実施担当

本部長が主体となり、市災害医療センターである阪南市立病院及び泉佐野泉南医師会等において応急的な医療・助産を行う。

2 対象者

- (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のために医療の途を失った者
- (2) 災害発生の日前後1週間以内の分娩者で災害のため助産の途を失った者

3 医療情報の収集・提供活動

府救急医療情報システム、府防災情報システム及び泉佐野泉南医師会等の協力により、人的被害・医療機関被害状況及び被害地区医療ニーズを速やかに把握して対策の検討を行うとともに、直ちに市の医療関係情報を府に報告し、併せて市民にも情報提供と協力依頼を行う。

4 現地医療の確保

(1) 医療救護班

ア 阪南市立病院は、泉佐野泉南医師会等の協力を得て次のような医療救護班（3 班集体制）を編成する。

医療救護班	—	医師	1
		看護師	2
		補助員	1

イ 医療救護班編成のための参集場所は保健センターとする。ただし、災害対策本部（市）が参集場所を指示したときは、それに従う。

(2) 医療救護班の編成・派遣

ア 医療救護班の編成・派遣

阪南市立病院は、災害の状況に応じて速やかに泉佐野泉南医師会と協力して、医療救護班を編成し、市の定める参集場所に派遣し、医療救護活動を実施する。

医療救護班は原則として現地医療活動を行うために当座必要な資材機材等を携行する。

イ 負傷者が多い場合の措置

市単独では十分対応できない程度の災害が発生した場合は、府、及び日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

ウ 市災害医療センター

市災害医療センター（阪南市立病院）は、医療救護班（3 班集体制）を派遣して医療救護活動を実施する。

(3) 医療救護班の搬送

原則として医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(4) 救護所の設置・運営

ア 応急救護所は、災害による被害が甚大で、現場における応急処置やトリアージ等の救急活動が必要な場合に、現場付近に設置する。

イ 医療救護所は、軽傷患者の医療や被災市民等の健康管理が必要な場合に、避難所、保健センター、各医療機関に設置する。

ウ 医療機関の管理者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指定することができる。

(5) 医療救護班の受入れ・調整

救護班（保険年金課・健康増進課）は、医療救護班の受入れ窓口を設置し、府（保健所）及び日本赤十字社の支援・協力のもと救護所の配置調整を行う。

5 現地医療活動

(1) 救護所における現場医療活動

ア 応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に災害拠点病院から派遣される緊急医療班等が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

イ 医療救護所における臨時診療活動

府、市、各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽傷患者の医療や被災市民等の健康管理を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療科等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(2) 医療救護班の業務

ア 患者に対する応急処置

イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ

ウ 搬送困難な患者及び軽傷患者に対する医療

エ 助産救護

オ 被災市民等の健康管理

カ 死亡の確認

キ その他状況に応じた処置

(3) 被災地域内医療設備の支援要請

市は、必要に応じ、府にヘリカル CT 車、レントゲン車（「はと号」）等の派遣を要請

する。

6 後方医療の確保

市は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、医療関係機関と協力して、市災害医療センターを拠点とし、泉佐野泉南医師会の協力を得て、患者の受入れ病床を確保する。

市が管内の医療機関で後方医療のための病床が確保できないときは、府が提供する救急医療情報システムにより医療情報を把握するとともに、府に要請し、病床の確保を図る。

また、府は確保した受入れ病床の情報を速やかに市等に提供する。

7 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重傷度等に応じて受入れ治療を行う。

(1) 受入れ病院の選定と搬送

市は、救急医療情報システム等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア 陸上搬送

(ア) 患者の陸上搬送は、原則として市が所有する救急車で実施する。救急車が確保できない場合は、市が搬送車両を確保する。

(イ) 市において搬送車両が確保できないときは近隣市町、協定市町村及び府に救急車または搬送車及び要員の要請を行う。

イ ヘリコプター搬送

市においてヘリコプター搬送が必要と認めるときは、府に要請する。この場合、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期すとともに、関係機関と緊密な連携を図る。

8 災害医療機関の役割

(1) 災害拠点病院

大阪府下において大規模災害が発生したときは、次の医療機関が中心になり、独自に又は府・市町村の要請により災害による負傷者等に対応する。

ア 基幹災害医療センター

基幹災害医療センターは下記の地域災害医療センターの活動に加え、患者の広域搬送に係る地域災害医療センター間の調整を行う。

イ 地域災害医療センター

地域災害医療センターは次の活動を行う。

(ア) 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲火傷等の災害時に多発

する救急患者の受入れと高度医療の提供

- (1) 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
 - (ウ) 地域の医療機関への応急医療資機材の貸出し等の支援
- (2) 特定診療災害医療センター
 - 特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児疾患、精神疾患等専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。
 - ア 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供
 - イ 疾病患者に対応する医療機関間の調整
 - ウ 疾病患者に対応する医療機関等への支援
 - エ 疾病に関する情報の収集及び提供
- (3) 市災害医療センター
 - 阪南市立病院を市災害医療センターとし、次の活動を行う。
 - ア 市の医療拠点としての患者の受入れ
 - イ 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整
- (4) 災害医療協力病院
 - 災害医療協力病院は災害拠点病院及び市災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。

表 近隣の災害拠点病院等及び市内医療機関一覧表

基幹災害医療センター

(平成17年4月1日)

名 称	標榜科目	住 所	電 話
大阪府立急性期・総合医療センター	内・精・消・神内・小・循・眼・耳咽 放射・歯・口外・麻酔・外・胃・形外・ 脳外・心外・皮・泌・産婦 等	大阪市住吉区万代 東3-1-56	06-6692-1201

地域災害医療センター

(平成17年4月1日)

名 称	標榜科目	住 所	電 話
市立泉佐野病院	内・呼・小・眼・耳咽・リハ・口外・ 麻酔・放射・循・神・外・整形・皮・ 泌・産婦・形外・脳外・心外	泉佐野市りんくう 往来北2-23	0724-69-3111
府立泉州救命救急センター	内・小・麻酔・放射・外・整形・脳外	泉佐野市りんくう 往来北2-24	0724-64-9911

特定診療災害医療センター

(平成17年4月1日)

名 称	標榜科目	住 所	電 話
府立成人病センター	内・呼・消・循・眼・耳咽・泌・内泌外・ 麻・神・脳外・外・整・産・心外・婦	大阪市東成区中道 1-3-3	06-6972-1181
府立精神医療センター	精・歯	枚方市宮之阪 3-16-21	072-847-3261
府立呼吸器・アレルギー医療センター	内・小・呼・眼・耳咽・歯・放射・ 循・外・産・皮・呼外・肺腫瘍内・ 結核内・喘息内・消・消外・麻	羽曳野市はびきの 3-7-1	0729-57-2121
府立母子保健総合医療センター	産・婦・小・内・循・神内・外・整・ 形外・脳外・心外・小外・泌・眼・ 耳咽・放・麻・歯・口外・矯正・リ ハ	和泉市室堂町84 0	0725-56-1220

病院施設

(平成17年4月1日)

名 称	標榜科目	住 所	電 話
玉井整形外科内科病院	内・外・消・脳外・整・肛・泌・リ ウ・リハ・放	阪南市下出492	71-1691
大阪リハビリテーション病院	内・外・整・リウ・リハ・循・消・ 神内・眼・放・呼	阪南市自然田94 0	73-2000

阪南市災害医療センター

(平成17年4月1日)

名 称	標榜科目	住 所	電 話
阪南市立病院	内・小・循・胃・眼・耳鼻・ リハ・歯口・外・整形・婦・ 放・麻	阪南市下出17	71-3321

第3編 風水害応急対策

一般診療所（歯科を除く）

（平成17年4月1日）

No.	名 称	専門科	住 所	電 話
1	古家外科	内・外	鳥取中167	72-0675
2	田中外科内科クリニック	内・外・整・皮・循・放・消	下出660-3	71-1501
3	葛原耳鼻咽喉科	耳	下出105-1	71-6022
4	磯部皮膚科	皮	尾崎町1-10-21	71-5454
5	笠松産婦人科小児科	小・産・麻	鳥取中192-2	71-3222
6	岡胃腸科・内科	内・消	下出262-3	73-2260
7	松若医院	内・小	舞3-31-23	71-1521
8	前川クリニック	放・内	尾崎93-9 九鬼ビル2F	73-0373
9	中井小児科医院	小・内	尾崎8-1-2	71-7376
10	こばた眼科	眼	下出39-7	71-6213
11	ながまつレディースクリニック	産・小・内	鳥取628-1	72-3788
12	藪下脳神経外科・内科	内・神・脳・理・消・循・神内・整・放・リ	鳥取440-1	72-2288
13	ふじた眼科	眼	箱作321和久ビル1F	76-2789
14	向井医院	内・小	鳥取中299-1	72-0303
15	高松泌尿器科	内・泌	新町52-1	73-3161
16	田中医院	精・内・神	箱作441-26	76-0721
17	野村内科	内・呼・循・放	下出40-11ネゴロビル1F	71-5316
18	里神内科	内・消・放	鳥取658-3	72-5355
19	みなみ小児科	小・循	鳥取617-1	72-7239
20	いんべさくらクリニック	内・外・整・リハ・放・麻	箱作326-5	76-5528
21	あまの皮ふ科	皮	尾崎町53-1MKビル2F	71-7722
22	上野山眼科	眼	下出719-1サンウェルビル2F	72-3291
23	中筋医院	外・肛・消・リハ	尾崎町2-5-24	72-0213
24	大澤胃腸科	外・肛・消	鳥取417-3	71-1006
25	成子クリニック	胃・外・内・肛・リハ	自然田466-86	71-7005
26	川口耳鼻咽喉科医院	耳	鳥取654-3	72-5551
27	いりぐち医院	内・消・放	箱作1507-22	76-0647
28	角谷内科医院	内・消	下出164-2	73-5288
29	阪口内科・皮膚科クリニック	内・皮・循・消・呼・リハ	箱作337-1	81-3939
30	佐藤眼科医院	眼	自然田466-92	70-2220
31	たか内科小児科クリニック	内・小	さつき台1-2-1	72-4976
32	玉井内科クリニック	内・呼・循	尾崎町2-12-11	72-7373
33	辻レディースクリニック	内・産	黒田590サンギャラリー2F	70-0125
34	別所クリニック	内・外（内・外共に在宅医療）	和泉鳥取953-6	73-5600
35	第二なぎさクリニック	内・小・眼・耳・泌・皮・整・脳 消・循・透・リハ	箱の浦452番地の3	81-3456

【凡 例】

内	内科	肛	肛門科	放	放射線科
小	小児科	性	性病科	理	理学診療科
外	外科	消	消化器科	整	整形外科
産	産婦人科	脳	脳神経外科	精	精神科
胃	胃腸科	眼	眼科	呼	呼吸器科
皮	皮膚科	耳	耳鼻咽喉科	循	循環器科
泌	泌尿器科	麻	麻酔科	リハ	リハビリ科
リウ	リウマチ科	神内	神経内科	神	神経科
歯口	歯科口腔外科	婦	婦人科	透	人工透析

9 医療器具、医薬品等の調達

医療・助産の救護活動に必要な医薬品、医療資機材については、保有するものを優先的に使用するが、不足する場合には市内の薬局等、医薬品等関係団体の協力を得て調達するとともに、なお調達が困難な場合は大阪府に斡旋を要請するものとする。

10 巡回健康相談等の実施

救護班は、被災者の健康状態に配慮して、必要に応じ、避難所、在宅の災害時要援護者等に対しては戸別に、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

11 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準は、参考資料による。

なお、災害救助法による措置を実施した時は、救助実施記録日計表を作成し、総務班へ報告する。

*資料 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表【巻末資料9 参照】

第5 義援金品の配分

寄託されている義援金品が、り災者の生活に適切に役立つよう、義援金品の受付、保管場所、輸送方法等についてあらかじめ定めるとともに、迅速かつ確実に配分する。

1 義援金の受付け、保管

市あてに寄託された義援金は、会計班において受付け、これらを保管する。

2 義援金の配分

- (1) 義援金の配分方法については、府等関係する機関が協議して決定する。
- (2) 市は、府、日本赤十字社から配分を委託された義援金を配分する。

3 義援物資の受入れ、保管等

- (1) 義援物資については、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容リスト及び送り先を非常災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表する。
- (2) 市あてに寄託された義援物資は、物資調達班において受付け、これらを受領する。
- (3) 義援物資は、速やかに仕分けを行って保管場所を定め一時保管する。鮮度を要求されるものは、保管に留意し早期配分に回す。

4 義援物資の配分及び輸送

- (1) 義援物資の配分については、公平な配分を行うことを第一義とするが、速やかな配分を助案する。
- (2) 数量に限りがあるなどで不公平が生じる場合は、被害の大きい人、災害時要援護者等に優先して配分する。
- (3) 義援物資の輸送は、都市整備班が中心となり、自治会、日本赤十字社、阪南市社会福祉協議会等の民間協力団体の協力を得て実施する。

第6 応急教育等

災害が発生し、又はそのおそれのある場合は、児童・生徒の保護及び教育施設の保全の措置を講ずるとともに、災害により、教育施設の被害や児童・生徒が被災した場合には、児童・生徒に対する応急教育、学用品の給与、文教施設の応急復旧等を実施する。

1 実施担当

- (1) 市立小中学校・幼稚園等の応急教育及び市立文教施設の応急復旧対策は、教育総務班及び指導班が行う。
- (2) 市立保育所の応急保育の応急復旧対策は、福祉班が行う。
- (3) 災害に対する各学校・幼稚園などの措置に着いては、学校長・園長が具体的な応急対策をたてる。
- (4) 学用品の給与については、災害救助法が適用された場合は、本部長は知事の補助機関として行う。

2 学校長の措置

- (1) 事前準備
 - ア 災害のおそれがある場合は、学校長は、学校の立地条件を考慮し、あらかじめ策定した災害時の応急計画に基づき、関係者等を指示する。
 - イ 学校長は、災害の発生のおそれがある場合は、応急教育体制に備えて、次の事項を遵守しなければならない。
 - (ア) 学校行事、会議、出張等を中止すること。
 - (イ) 児童・生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後指導処置、保護者との連絡方法を検討すること。
 - (ウ) 大阪府教育委員会、泉南警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認を行うこと。
 - (エ) 時間外においては、学校長は所属教職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、教職員に周知しておくこと。
- (2) 災害時の措置
災害発生時及び事後については、次に示す3～7の措置をとる。
- (3) 被災報告
学校長は、災害発生後速やかに、次の事項について教育総務班に報告する。
 - ア 児童・生徒の被災状況
 - イ 学校施設・備品等の被災状況
 - ウ その他教育施設の被災状況

3 児童・生徒等の保護

(1) 児童・生徒等の保護

災害時における応急教育は次のとおり実施するが、教育長又は学校長等の判断により、危険が予想される場合は、臨時休校等の措置を行うなど臨機の措置をとる。

ア 授業開始後にあつては、早急に児童・生徒を帰宅させることとし、その際は、危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じて教職員が地区別に付き添って帰宅させる等の措置をとる。

ただし、保護者が不在の者又は住居地域に危険のおそれのあるものは、学校等において保護する。

イ 災害発生が翌日ないしは日祝日の翌日に予想される場合や登校前などに休校の措置をとったときは、直ちにその旨を保護者、児童・生徒等に連絡する。

ウ 修学旅行等の学校行事については、安全の見通しが判明するまで見合わせる。

エ 学校長は、地震、洪水等で校舎等に危険が及ぶことが予想される場合は、適切な緊急避難の指示を行うとともに、教職員を誘導に当たらせる。

オ 学校長の判断で臨時に休校等の措置をとったときは、直ちにその旨を指導班に報告する。

カ 学校長は、災害の規模、児童・生徒・教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育総務班に連絡する。

また、学校長は、災害対策に協力し、校舎・施設などの管理に必要な教職員を確保して、万全の体制を確立する。

(2) 教育施設の保全

ア 教育施設及び備品等の被害を最小限に留めるため、施設の長は施設の防災措置を講じ、停電、断水等の予想される事故に対して万全を期す。

イ 文教施設が被災した場合は、教育総務班は必要最小限の応急復旧を行い、授業に支障をきたさないよう措置する。

なお、この場合、被害の事実及びその状況を写真撮影等により記録する。

(3) 教職員の体制

応急教育の実施にあたっては、市教育委員会において、状況等を取りまとめの上、必要があれば、速やかに府教育委員会と協議、調整を図り、必要な措置を講じる。

4 応急教育の実施

文教施設の被災又は児童・生徒の被災により、通常の教育を実施することが不可能な場合における応急教育は次のとおりとする。

なお、学校教育が平常に復帰するまでの間、学校長は毎日午前9時現在の応急教育状況を指導班に報告する。

(1) 応急教育実施予定場所

校舎の全部又は大部分が使用できないときは、隣接の学校・公民館等適当な公共施設を利用する。

また、校舎の一部が使用できないときは、特別教室、講堂、体育館等を利用し、必要により二部授業を実施する。

なお、前記の措置について学校長は指導班と協議し、その決定事項は教職員、児童・生徒及び地域住民に周知徹底を図る。

(2) 授業時数の確保

ア 災害による休校、二部授業その他のために授業時数の不足が考えられるが、できるだけ速やかに平常授業を始めるよう努め、学力低下を防止する。

イ 長期にわたる休校の場合については、自宅学習又は各地区の小組織に区分して応急教育を実施する。逐次教育施設の復旧に伴い、集団を統合して授業の継続を図る。

(3) 児童・生徒の健康保持

被災地区の児童・生徒に対しては、被災状況により臨時健康診断、検便等を行い、健康の保持に十分注意するとともに、感染症の予防について泉佐野保健所の指示・援助により、必要な措置をとる。

5 就学等に関する措置

学校長は、被災により就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった児童生徒に対して援助又は救護を行うよう、教育総務班を通じて大阪府教育委員会へ要請する。

6 災害救助法が適用された場合の措置方法

(1) 学用品等の給与

学用品等の給与に関する品目・対象者・期間・費用の限度額については、災害救助法に定められた基準に準じる。学校長は被災児童生徒の教科書・学用品等の被害状況を直ちに調査し、その結果を指導班に報告する。

ア 給与品目

- (ア) 教科書及び教材
- (イ) 文房具
- (ウ) 通学用品

イ 給与対象者

住家が全壊、流失、半壊又は床上浸水の被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書、学用品等を滅失又は棄損した者

ウ 調達方法

調査集計に基づき、学用品購入（配分）計画表を作成し、発行者・供給業者に連絡の上、必要な教科書、学用品等を調達する。

*様式 学用品購入（配分）計画表【巻末様式 20 参照】

エ 支給方法及び報告

(ア) 被災状況別・小中学校別に1人当りの配分計画表（調達する場合の購入計画表を兼ねる）を作成し、これによって配分する。

(イ) 教科書、学用品などを給与した場合、学用品の給与状況、その他関係書類を作

成して、総務班に報告する。

*様式 学用品の給与状況【巻末様式 21 参照】

(2) 災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準

災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準は、次表による。

*資料 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表【巻末資料 9 参照】

7 給食に関する措置

給食施設の被災により完全給食の実施が困難な場合は、可能な範囲で給食パンを確保するなど応急措置を実施し、学校給食はできる限り継続実施するように努める。ただし、次のような事情が発生した場合には、一時中止する。

- (1) 災害が広範囲にわたり、災害救助のための炊出しに学校給食施設を使用したとき。
- (2) 給食施設の全部又は一部が被災して給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間
- (3) 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき。
- (4) 給食物資の調達が困難なとき。
- (5) その他給食の実施が諸般の事情により不可能なとき。
- (6) 給食の実施が適当でないと認められるとき。

なお、給食再開に当たっては、衛生管理には十分な注意が必要である。

8 幼稚園の措置

幼稚園についても、上記の計画に準じて園児等の生命・身体の安全に十分配慮する。

(1) 幼稚園児等の保護

災害が発生した時又は発生するおそれがある時には、休園、中途帰宅等の適切な措置をとる。特に園児等の退園に際しては必ず教職員が付き添って、保護者等に直接引き渡す。

(2) 保育施設の保全及び応急復旧

保育施設・備品等の被害を最小限に抑えるように努めるとともに、被害を受けたものについては速やかに応急復旧を図る。

(3) 応急保育の確保

保育施設等の被害や園児の被災により通常保育が不可能な場合、隣接幼稚園との合同保育あるいは混合保育を実施して応急保育を確保する。

(4) 園児の健康管理

被災地区の園児等に関しては十分な健康保持対策を実施し、感染症予防のために泉佐野保健所の指示・援助を受ける。

9 保育所（園）の措置

保育所及び保育園についても、上記の計画にほぼ準じて保育園児等の生命・身体の安全に十分配慮する。

(1) 保育園児等の保護

災害が発生した時又は発生するおそれがある時には、休園、中途帰宅等の適切な措置をとる。特に園児等の退園に際しては、施設内で保護者等に直接引き渡す。

(2) 保育施設の保全及び応急復旧

保育施設・備品等の被害を最小限に抑えるように努めるとともに、被害を受けたものについては速やかに応急復旧を図る。

(3) 応急保育の確保

保育施設等の被害や園児の被災により通常保育が不可能な場合、隣接保育所との合同保育あるいは混合保育を実施して応急保育を確保する。

(4) 保育園児の健康管理

被災地区の園児等に関しては十分な健康保持対策を実施し、感染症予防のために泉佐野保健所の指示・援助を受ける。

10 文化財災害応急対策

災害により文化財が被害を受けた場合、所有者（管理責任者）は被害状況を調査して生涯学習推進班に報告する。生涯学習推進班は、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議の上、その所有者（管理責任者）に対し応急措置をとるよう指導・助言を行う。

第7 応急仮設住宅の建設等

災害救助法が適用された場合で、住宅が滅失又は破損した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保又は修理できない者に対し、一時的に居住の安定を図る。

1 実施担当

応急仮設住宅の建設及び被害住宅の応急修理は、知事が自らの責任で行うのが原則であるが、本部長に委任された場合は、土木班が次の要領で行う。

2 対象者等

(1) 応急仮設住宅の供与

- ア 住家が全焼、全壊又は滅失した者
- イ 居住する住家がない者
- ウ 自己の資力をもってしては、住宅を確保することができない者

これに関して例示すれば、次のとおりである。

- (ア) 生活保護法による被保護者及び要保護者
- (イ) 特定の資産のない失業者
- (ウ) 特定の資産のない寡婦及び母子世帯
- (エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者及び身体障害者
- (オ) 特定の資産のない勤労者
- (カ) 特定の資産のない小企業者
- (キ) 上記に準じる経済的弱者

(2) 入居者の選考方法

入居者の選考に当たっては、民生委員等の協力を得て被災者の資力その他条件を十分調査し、知事の委任を受けて本部長が実施する。

(3) 応急仮設住宅の建設戸数・規模・費用の限度額・供与期間等については、「災害救助法」の定める基準による。

*資料 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表【巻末資料9 参照】

(4) 住宅の応急修理

応急修理の対象者は、上記の応急仮設住宅の供与対象者と同様である。

3 応急仮設住宅の設置

(1) 建設予定地の選択方法・基準

応急仮設住宅の敷地は、できるかぎり集団的に建築できるよう次の事項に留意して、関係機関に協力を求め、適当な場所を選定するものとする。

- ア 飲料水の確保が可能で、安全でかつ保健衛生上好ましいこと。
- イ 交通、教育、り災者生業の利便性があること。

(2) 建設用資機材及び業者の確保

応急住宅の建設に当たっては、阪南建設業協同組合等に協力を要請する。

また、資機材、材木等の調達については、建設用資機材取扱業者及び住宅用木材調達取扱業者等に協力を要請する。

なお、市だけで対応できない場合は、隣接市町村や大阪府に応援を要請する。

4 応急仮設住宅建設予定地

災害により、被災者等に対して住宅を建設する必要が生じた場合に備え、次の施設を応急仮設住宅建設の予定地とする。

施設名	所在地	面積	建設必要戸数	必要面積
中央運動広場	阪南市光陽台 1-17-24	11,880 m ²	30	1,500 m ²

*必要戸数必要面積については、府の地震被害想定調査結果を参考とした阪南市の被害想定をもとに算出したもの

5 住宅の応急修理等

災害により住家が半焼・半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自らの資力ではその住家の応急修理ができない場合に、次の要領で実施する。

- (1) 修理の範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分とする。
- (2) 修理の戸数は、半焼、半壊世帯数の3割以内とする。
- (3) 修理は、災害発生の日から1か月以内に完了しなければならない。
- (4) 修理する住宅の選定については、本部長が行う。
- (5) 公営住宅の被害に関しては、「公営住宅法（昭和26年法律第193号）」に基づき、それぞれの管理者において速やかに復旧修理を行って、居住の安定を図る。

*資料 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表【巻末資料9 参照】

6 公共住宅への一時入居

市及び大阪府は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・公社・公団住宅等の空き家への一時入居の措置を講じる。

7 住宅に関する相談窓口の設置等

- 1 応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。
- 2 市及び大阪府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、家賃状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第8 災害警備活動

災害時における市民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、泉南警察署、岸和田海上保安署は関係機関と密接な連携のもと不法事案の予防警戒、各種犯罪の取締り、検挙を行う。

1 犯罪の予防対策

人心の不安、物資不足等に伴う犯罪及び集団的事案を防止するため、次の措置を講じる。

- (1) 自主防犯についての注意指導、警告広報
- (2) 避難地、食料等救助物資の集積所、その他警戒対象における警戒警備
- (3) 警戒警ら活動の強化
- (4) 臨時交番、検問所等の設置
- (5) 非常警戒、一斉取締り、その他防犯警戒
- (6) 暴利行為その他生活安定関係事犯の取締り
- (7) その他防犯情報の収集とその分析検討による犯罪の予防、取締り対策の実施

2 流言飛語の防止対策

流言飛語の防止、解消のため、次の措置を講じる。

- (1) 災害に関する的確な情報の収集と活発な広報活動による人心の不安の除去
- (2) 人心の不安を助長するようなデマ情報の取締り

3 保安対策

公共の安全維持、危害、災害の防止等のため、次の措置を講じる。

- (1) 銃砲刀剣類及び火薬類の所持違反等の取締り強化
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第26条の規定による銃砲刀剣類の授受、運搬又は携帯の禁止、制限若しくは仮領置の実施

4 海上警備対策

海上の災害から府民の生命財産を保護し、社会公共の秩序を図るため、災害発生と同時に必要な箇所に巡視船艇等を派遣して、次の措置を講ずる。

- (1) 船舶交通の制限等による海上交通の安全確保
- (2) 犯罪の予防、取締り
- (3) 関係機関との情報連絡の強化

第6節 交通規制・緊急輸送等活動

第1 緊急交通規制

災害時において府公安委員会、府警察、道路管理者は相互に協力して交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、交通の混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両等の通行を確保するために、交通規制を実施する。

1 実施責任者

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び泉南警察署長は密接な連携のもとに適切な処置をとる。

表 交通規制の実施責任者及び範囲

実施責任者		範囲	根拠法
道路 管理 者	国土交通大臣 知事 市長	1 道路の破損、決壊その他の事由により、危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条 第1項
公安委員会		災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため。	災害対策基本法 第76条第1項 道路交通法第4 条第1項
警察署長		道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの。	道路交通法第5 条第1項
警察官		道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合、道路の破壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合。	道路交通法第6 条第2項、第4 項

2 相互連絡

大阪府公安委員会、大阪府警察、道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合には、事前に道路交通の禁止又は制限の対象、区間及び理由を相互に通知する。

3 府公安委員会、府警察による交通規制

(1) 災害発生直後の交通規制

- ア 災害により道路交通が途絶した場合は、府県境において、他府県から府下への車両の進入を禁止し、事後被害の実態に応じて、規制区域の増減等必要な措置を講じる。
- イ 交通規制点においては、パトカー等を重点に配置するとともに、状況に応じて立て看板、柵等を使用して規制の実効を期す。
- ウ 交通規制区域においては、走行中の車両を規制区域外又は道路外に誘導し、緊急通行車両の通行路及び避難路を確保する。
- エ 主要幹線道路及び避難路等において、緊急通行車両の通行又は避難誘導の障害となる道路上の車両を近くの公園、空地等に可能な限り収容するなどして、道路幅員の確保を図る。

(2) 交通安全の施設の機能確保

災害による信号機、道路標識等の交通安全施設の損壊、その他異常の発見に努め、早期回復の措置を講じるとともに、信号機に異常のある交差点では、必要により手信号等による交通整理を実施する。

(3) 緊急通行確保の交通規制

災害応急対策等に必要の人員、物資等の緊急輸送を確保するために必要があると認めるときは、関係機関と連絡してその緊急輸送確保に必要な路線、区間等を指定し、緊急輸送車両（知事又は公安委員会で、緊急通行車両として確認した車両）以外の通行を禁止し、又は制限する措置を講じる。

4 道路管理者の交通規制

- (1) 災害時において、道路施設の破損等により通行が危険と判断される場合、あるいは、被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限する。
- (2) 道路法による交通規制を行ったときは、直ちに道路標識区画線及び道路標識に関する命令の定める様式により表示する。
- (3) 道路交通の規制の措置を講じた場合、表示板の掲示又は報道機関を通じ、交通関係業者、一般通行者等に対し広報するとともに、適当な迂回路を設定し、できる限り交通に支障のないように努める。

5 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するための必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいらない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講じる。

6 岸和田海上保安署による海上交通の制限等

- (1) 港内及び港の周辺海域における船舶交通の安全と秩序の維持のため必要があると認める場合は、船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (2) 海上交通の制限等を行う場合は、必要に応じ、応急標識の設置、巡視船舶等の配置等の措置を講ずる。
- (3) 海上交通の制限等の措置を講じた場合は、直ちに航行警報、ラジオ・テレビ放送、巡視船艇による巡視等により周知する。

第2 緊急輸送活動

災害時における被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、各機関の保有する車両、船舶、航空機等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達するなど、緊急輸送体制を確保する。

1 実施担当

総務班及び救護班は、災害応急対策に要する物資・資機材の輸送、あるいは被災者及び災害応急対策要員の移送に関する輸送手段の確保や手配を実施する。

なお、輸送の実施はその応急対策を実施する班において担当する。

2 緊急交通路

災害発生時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するための市内の緊急交通路は、次のとおりである。

表 広域緊急交通路及び地域緊急交通路一覧表

指定区分	施設名	区間
広域	阪和自動車道	市域全域
	国道26号	市域全域
地域	府道鳥取吉見泉佐野線	兔砥橋～尾崎北
	府道東鳥取・南海線	桜ヶ丘～阪南インターチェンジ前
	府道自然田鳥取荘停車場線	鳥取～阪南インターチェンジ前
	市道尾崎自然田線	尾崎北～下出西
	市道尾崎黒田南線	下出西～黒田南
	市道尾崎桑畑線	石田～桑畑グラウンド
	市道光陽台舞線	鳥取南～光陽台
	市道箱作駅前線	全線
	市道丘陵東線	全線
	市道丘陵西線	全線

3 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び府警察に連絡する。

4 啓開作業

道路施設の被害が甚大で緊急交通路が途絶したときは、道路管理者は関係機関等の協力を得て、この輸送路における障害物の除去及び道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に行う。

5 緊急輸送の対象等

(1) 緊急輸送の対象は、次のとおりである。

- ア 被災者
- イ 医療、救助、通信等の応急措置に必要な要員、資機材等
- ウ 飲料水、食料、生活必需品等
- エ 救援物資等
- オ 応急復旧に係る要員、資機材等

(2) 輸送順位

- ア 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- イ 災害の拡大防止のために必要な輸送
- ウ 上記のア、イ以外の災害応急対策のために必要な輸送

6 緊急輸送の方法

輸送に当たっては、車両、鉄道、船舶、航空機等の手段が考えられるが、その確保については、次のとおり実施する。

(1) 自動車による輸送

ア 車両の確保

本市で保有する車両等は、次表のとおりである。また、市保有の車両で不足する場合は、市内の運送業者に協力を要請する。

表 公用車一覧表

	所管課	車種	車両番号		所管課	車種	車両番号
1	議会事務局	普通・乗用	和泉300そ3687	32	さつき園	普通・特殊	和泉800さ7511
2	生涯学習推進課	小型・貨物	和泉400さ6946	33	議会事務局	普通・乗用	和泉33ぬ796
3	総務課	軽自・貨物	和泉41ゆ7654	34	教育総務課	普通・乗合	和泉22ず736
4	保険年金課	軽自・貨物	和泉41ゆ7655	35	老人福祉センター	普通・特殊	和泉800さ669
5	建設課	軽自・貨物	和泉41と1001	36	さつき園	普通・特殊	和泉800さ670
6	健康増進課	軽自・貨物	和泉41み7968	37	さつき園	軽自・特殊	和泉88あ2122
7	健康増進課	小型・貨物	和泉46の8230	38	西鳥取公民館	軽自・貨物	和泉41な9815
8	尾崎公民館	小型・貨物	和泉46の8231	39	健康増進課	普通・特殊	和泉88ず5781
9	健康増進課	小型・貨物	和泉46ち982	40	秘書室	普通・乗用	和泉33て7103
10	税務課	軽自・貨物	和泉43き698	41	総務課	普通・乗合	和泉22ゆ132
11	管理課	小型・貨物	和泉46の8470	42	税務課	軽自・乗用	和泉50よ5038
12	管理課	小型・貨物	和泉400ず5017	43	管理課	軽自・貨物	和泉41る1967
13	市民福祉課	小型・貨物	和泉46の8592	44	図書館	軽自・貨物	和泉41る2170
14	教育総務課	小型・貨物	和泉46の8590	45	税務課	軽自・貨物	和泉41も3686
15	生活環境課	小型・貨物	和泉46の8589	46	人事課	軽自・貨物	和泉41も3687
16	資源対策課	小型・貨物	和泉400さ109	47	建設課	軽自・貨物	和泉41も4450
17	市民の声をきく課	小型・貨物	和泉400さ112	48	生活環境課	軽自・貨物	和泉43け1853
18	教育総務課	普通・乗用	和泉34つ6458	49	さつき園	小型・乗用	和泉53そ3459
19	総務課	小型・貨物	和泉400さ110	50	都市整備課	軽自・貨物	和泉41も4823
20	都市整備課	小型・貨物	和泉400ず5250	51	箱作区画整理事務所	軽自・貨物	和泉41も4822
21	建設課	小型・乗用	和泉77ぬ811	52	東鳥取公民館	小型・乗用	和泉53そ8745
22	商工観光課	小型・貨物	和泉46の8953	53	管理課	軽自・貨物	和泉41ほ3977
23	老人福祉センター	軽自・貨物	和泉41は4383	54	管理課	軽自・貨物	和泉41ほ4611
24	箱作区画整理事務所	小型・貨物	和泉46ぬ2978	55	建設課	軽自・貨物	和泉41ほ5092
25	環境センター推進室	軽自・貨物	和泉41み9928	56	教育総務課	軽自・貨物	和泉41る5957
26	スポーツ振興課	小型・乗用	和泉54ひ9962	57	さつき園	軽自・特殊	和泉80あ1187
27	教育総務課	軽自・貨物	和泉41み9927	58	市民福祉課	軽自・貨物	和泉43え4408
28	給食センター	軽自・貨物	和泉41は6400	59	市民福祉課	軽自・乗用	和泉50を1654
29	税務課	軽自・乗用	和泉50に4327	60	図書館	普通・特殊	和泉88せ3891
30	さつき園	普通・乗用	和泉300た2760	61	スポーツ振興課	軽自・貨物	和泉43あ1477
31	老人福祉センター	普通・乗用	和泉300た2761	62	生涯学習推進課	軽自・乗用	和泉51に5569

*総数 62 台、他に上下水道部 12 台

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

イ 供給方法

災害対策本部の各班において車両の必要が生じたときは、総務班へ配車要求書を提出して配車を受ける。

ウ 市内で車両の確保が困難な場合は、次の事項を明示して大阪府に調達あっせんを要請する。

- (ア) 輸送区間及び借り上げ期間
 - (イ) 輸送人員又は輸送量
 - (ウ) 車両等の種類及び台数
 - (エ) 集結場所及び日時
 - (オ) その他必要な事項
- (2) 鉄道による輸送
- 自動車による輸送が困難な場には、西日本旅客鉄道(株)、南海電鉄(株)に要請して輸送手段を確保する。
- (3) 船舶による輸送
- 陸上輸送が不可能な場合又は船舶の方が効率的な場合については、船舶による輸送を確保する。
- (4) 航空機による輸送
- 市は、救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活用して応急対策活動を円滑に実施するため、あらかじめ選定している災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等の利用可能状況を把握し、府に報告する。

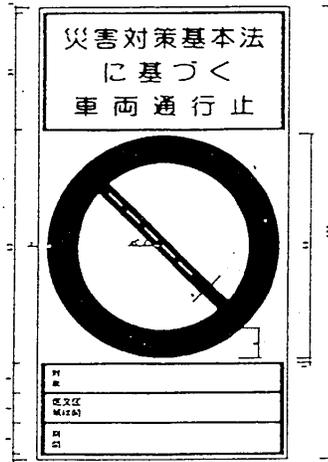
7 緊急通行車両の確認

大阪府公安委員会が「災害対策基本法第76条第1項」に基づく交通規制を実施した場合、知事又は公安委員会（泉警察署長）に対して、緊急通行車両の確認申請をし、緊急輸送を実施する。

(1) 緊急通行車両の範囲

災害対策基本法第50条第1項に定める災害応急対策及び応急措置の輸送を行うための車両。

図 緊急通行車両以外の車両通行禁止標識



- (備考)
- 1 色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯わくを赤色、地を白色とする。
 - 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

(2) 申請手続

緊急通行車両であることの確認を受けるときは、本部長は、緊急通行車両確認申請書を大阪府知事（府危機管理課）又は大阪府公安委員会（大阪府警察本部又は泉南警察署）に提出する。また、事前届出を行っている車両については、泉南警察署に申請書を提出する。

* 様式 緊急通行車両確認申請書【巻末様式 12 参照】

(3) 緊急通行車両の確認証明書及び標章

緊急通行車両の確認を受けた場合は、知事又は公安委員会から別紙の証明書及び標章を交付されるので、標章は車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書は当該車両に備え付ける。

* 様式 緊急通行車両確認証明書【巻末様式 13 参照】

図 緊急通行車両標章



- (備考)
- 1 文字及び円の記号の色彩は赤色、地の色彩は白色とする。
 - 2 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

(4) 緊急物資の集積場所

災害時における緊急物資については、輸送の効率を上げるため、一時的にあらかじめ定められた場所（総合体育館）に集積する。

(5) 非常用燃料の確保

緊急輸送に使用する車両の燃料は、あらかじめ依頼した業者から調達する。
なお、救助実施記録日計表及びその他関係書類を作成し、総務班へ報告する。

*資料 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表【巻末資料9 参照】

第3 障害物除去活動

市及び関係機関は、被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、土石、竹木等の障害物を除去するとともに、応急活動を実施するための人員、資機材等の輸送が円滑に行われるよう道路、河川等の障害物を除去する。

1 道路・河川障害物の除去対策

(1) 道路の実施担当

災害時の障害物により道路の通行に支障をきたす場合、国道については国土交通省が、府道については大阪府が、市道については土木班がそれぞれ除去するが、相互に連絡し協力して行う。

(2) 河川の実施担当

河川に流木等が氾濫した場合は、河川の管理者である、大阪府及び土木班がそれぞれ管轄の部分について障害物の除去を行う。

2 住宅関係障害物の除去対策

(1) 実施担当

本部長の指示により土木班が住宅関係障害物を除去する。

(2) 障害物除去の対象

ア 当面の日常生活が営み得ない者、又は日常生活に欠くことのできない場所のみを対象とし、居室、炊事場、便所等のような場所のみを対象とする。

イ 住家は、半壊又は床上浸水した者を対象とし、自己の資力をもってしても障害物の除去を実施し得ない者に限り対象とする。

3 その他の障害物の除去対策

電柱及び架線については、西日本電信電話(株)、関西電力(株)、西日本旅客鉄道(株)、南海電鉄(株)の責任の下に除去・処理し、また、建設中の現場工作物については請負業者が適切に処置する。

4 道路障害物除去の方法

(1) 障害物の除去の優先順位

災害発生後速やかに被害状況を調査し、状況に応じて市の組織労力、機械器具等を使用し、かつ土木建設業者の協力を得て迅速に実施する。

除去の優先順位は、次のとおりである。

ア 市民の生命安全を確保するための重要な市内道路（避難路）

イ 災害の拡大防止上重要な道路（延焼阻止のために消防隊が防ぎよ線をはる道路）

ウ 緊急輸送を行う上で重要な道路（緊急交通路）

エ その他災害応急対策活動上で重要な道路

(2) 資機材の確保

市は、資機材が不足したときは市内の建設業者等から調達するほか、他の市町村や大阪府に応援を要請する。

(3) 障害物の集積場所

災害で発生した障害物等のうちで廃棄するものについては、除去の実施責任者が管理する遊休地やごみ捨て場等を利用し、その他の公有地についても協力を得て一時的に集積し、その後処理する。

ア 一時的には市管理の運動場、空地、その他廃棄に適切な場所

イ 保管するものについては、その対象とする工作物に適した場所

5 河川関係障害物除去の方法

河川管理者は、河川における障害物をその状況に応じて最善の方法で除去し、除去した障害物を交通の障害にならない場所に一時的に集積する。

6 住宅関係障害物除去の方法

(1) 住宅関係の障害物の除去については、道路等の障害物の除去と同様に実施するが、必要最低限度の日常生活が営める状態にまで除去する。

(2) 期間及び費用の限度額等については、災害救助法の基準による。

(3) 住宅関係障害物を除去したときは、救助実施記録日計表を作成して、総務班に報告する。

7 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法が適用された場合、障害物の除去のうち、住居及びその周辺に運ばれた障害物の除去については災害救助法の対象となる。

その場合の範囲、対象者、費用、期間等の基準は、巻末資料9による。

第7節 環境衛生活動

市及び関係機関は、被災地域における感染症を予防し、環境の悪化を防止するため、迅速かつ的確に防疫活動を行うとともに、衛生状態を保持するため、清掃・し尿処理等の必要な清掃活動を行う。

第1 防疫活動

1 実施担当

感染症その他の悪疫の伝播を未然に防止するため、救護班が機を失することなく防疫対策を実施する。

なお、災害の状況によっては、本市のみでこれを実施することが困難な場合、大阪府及び泉佐野保健所に協力を要請する。

2 防疫組織

- (1) 感染症予防委員を設置し、円滑な防疫活動を実施する。
- (2) 被災地における感染症の発生を予防するため、泉佐野保健所の協力を得て防疫組織を編成するものとし、災害の状況によって適宜に増員するものとする。
- (3) 必要に応じ、府及び日赤等へも応援を要請し、十分な防疫活動の体制を確保する。

3 清潔措置・消毒措置の実施

浸水地域等の感染症が発生するおそれのある地域を重点的に消毒するとともに、ネズミ、蚊、ハエ等の駆除を行う。

(1) 消毒方法

- ア 機動消毒：動力噴霧機架載自動車による消毒
- イ 動力消毒：動力噴霧機（散布、電気ミスト）による消毒
- ウ 手押消毒：手押噴霧機（乳剤、粉剤）による消毒

(2) 消毒薬の配布

市赤十字奉仕団及び自治会、エイフボランタリーネットワーク阪南支部等の協力を得て、消毒薬を被災地域・世帯に配布するとともに、手指消毒の励行等の感染症予防に関する衛生指導を行う。

(3) 避難所の防疫指導

避難所内の防疫指導を行い、感染症の早期発見及び給食施設等の衛生管理並びに衛生管理の徹底を図る。

(4) 薬品等の調達

災害の状況に応じて関係業者から消毒薬剤、害虫駆除薬剤等を調達する。

(5) 各世帯における消毒

浸水地区に対しては、自治会の協力を得て各戸に消毒剤を配布し、床及び壁の拭浄並びに便所及び手指の消毒の周知徹底を図るものとする。

4 家庭用水の供給

家庭用水による感染症の発生が見られる、又は予想される場合、家庭用水の使用禁止を周知徹底し、消毒措置を取るとともに、用水の供給を実施する。

5 臨時予防接種の実施

感染症の未然防止又は拡大防止のため、予防接種の種類、対象及び期間を定めて、泉佐野保健所、泉佐野泉南医師会等の協力のもと予防接種を実施する。

(1) 実施場所

市内住民センター、小中学校、公共施設、その他の適当な施設をその都度定める。

(2) 班の編成

1 班：責任者 1 人、医師 2 人、看護師及び保健師 3 人、補助員 2 人 計 8 人

2 班：同上

(3) 検病調査及び健康診断

これらの措置については知事が責任者となり、実施に際しては地域の関係機関が協力する。浸水・滞水地域においては通常週 1 回以上、避難所においてはできる限り数多く実施する。

(4) 器具、器材及び薬品の調達

器具及び器材については、状況に応じて泉佐野保健所等から借り上げる。

また、薬品については関係業者から購入するが、現品不足の場合は大阪府（環境衛生課）に斡旋を要請する。

6 感染症患者等に対する隔離収容措置

被災地に感染症が発生し、又は保菌者が発見されたときは、速やかに患者の家及び周辺の消毒並びに隔離収容の措置をとる。また、感染症が発生すると予測される地域については、泉佐野保健所と緊密な連絡のもとに情報交換を行い、感染症予防に万全を期する。

(1) 隔離収容

原則として感染症棟に隔離するが、収容困難な場合あるいは満床の場合は、泉佐野保健所と協議の上、最寄りの公共施設を借用し、臨時の隔離施設を設けて収容する。

(2) 自宅隔離

原則として行わないが、隔離施設に収容措置を採ることのできない保菌者については、泉佐野保健所と協議の上、自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理等について厳重に指導する。

(3) 患者輸送の方法

感染症患者等の隔離収容を要する者の輸送は、感染症患者輸送車又は市民病院の車

両等により実施する。

7 衛生教育及び広報活動

感染症の予防方法、防疫薬品の使用方法等をパンフレット、広報車等により周知を図り、注意を喚起する。

8 被災者の健康維持活動

被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

(1) 巡回相談等の実施

ア 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。

イ 被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士会や在宅栄養士等の協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等において、巡回栄養相談を行う。

ウ 経過観察中の在宅療養者や災害時要援護者を把握し、適切な指導を行う。

(2) 心の健康相談等の実施

ア 災害による心的外傷後ストレス障害、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

イ 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断に対応するため、精神科救護所を設置し、また、精神科夜間診療体制を確保する。

9 必要資機材の備蓄調達

平常備蓄している資機材のほか、必要に応じ関係業者から購入するものとするが、現品不足の場合は府に斡旋を依頼する。

第2 清掃活動

1 実施担当

被災地はごみ及び汚物等が多く発生するため、生活環境班及び清掃班は迅速適切に清掃業務を実施し、環境浄化を図る。

なお、災害の状況によっては、本市のみでこれを実施することが困難な場合、大阪府及び周辺市町村に応援を求める。

2 ごみ処理

作業が効果的に行えるよう現有清掃車両及び人員を投入し、避難所を中心に被災地のごみの迅速な収集を行うとともに、本市だけで処理できない場合は、府を通じて他市町の応援を求める。

(1) 収集の方法

分別収集実施に努める。

ア 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

イ ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

ウ 収集車両

市保有の車両及び必要に応じて業者の車両を調達して収集車両を確保する。

エ 収集範囲

被災地区、近隣地区、避難所から出たごみの直接収集を行う。

オ 収集順位

腐敗性の高い生ごみ（食物の残廃物）、浸水地域及び避難所等の重要性の高い施設を優先的かつ速やかに収集する。

カ 集積場

ごみ集積場は既設の場所を用いるが、使用又は集積場への交通が不可能な場合は、自治会長等と連絡の上、他の場所に臨時集積場を選定する。その場合、消毒剤、消臭剤及び散布機器を確保し、臨時集積場における衛生状態を保つ。

キ 自主搬入

倒壊（焼失）家屋からの廃物等は、原則として市民による指定（臨時）集積場への自主搬入とするが、自らによる搬入が困難な場合は、市が収集処理する。

(2) 処理の方法

ア 処理施設

市が所有する処理施設で処理するが、必要に応じて衛生上支障のない方法で処理する。

イ 処理施設の応急復旧

処理施設が災害によりその機能を欠く事態になった場合は、処理作業に支障をきたさないように速やかに応急復旧措置をとるとともに、災害対策本部に連絡報告する。

ウ 倒壊（焼失）家屋からの廃物等

原則として、り災者自らが処分するが、り災者自らによる処分が困難な場合は、市が処理する。

エ 埋立処分地の確保

倒壊（焼失）家屋からの廃物等は、廃材・たたみ・家具などの粗大ごみを中心となるので、最終処分場までの処理ルート確保を図る。

3 し尿処理

災害の規模及び状況に即応し、時期を失することなく収集業者に依頼して行うものとする。

(1) 収集の方法

ア 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設便所の必要数を把握する。

イ し尿処理場の被害調査を行い、処理場を早急に復旧する。

ウ 収集車両

許可業者のし尿運搬車を動員して行う。

エ 収集範囲

汲み取り範囲は、指定避難所を中心に被災地区を速やかに行う。

オ 容器の配布等

汲み取り車による収集ができない地域は、容器、し尿凝固剤の配布等適切な方法を考慮する。

カ 汲み取り応急措置

収集処理能力が及ばない場合は、応急措置として、便槽内容の2割～3割程度を汲み取り、とりあえず各戸の便所の使用を可能にする。

キ 被害が甚大で本市のみでは処理することが困難な場合は、府、近隣市町、関係団体に応援を要請する。

(2) 処理の方法

処理施設として、必要に応じて一定の臨時貯蔵所を設置する。

(3) 仮設便所の設置

ア 設置検討

避難所をはじめ被災地域における仮設便所の必要数を把握し、高齢者、障害者に配慮しつつ速やかに仮設便所を設置する。

イ 設置場所は、地下浸透の防止等、立地条件を考慮して設置する。

ウ 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設便所の衛生を保つ。

エ 撤去の際は、消毒をした後に埋め戻す。

4 瓦礫処理

(1) 初期対応

ア 瓦礫の発生量を把握する。

イ 大量に瓦礫が発生しているときは、長期間にわたって仮置きが可能な場所を確保する。

ウ 瓦礫の選別・保管・消却等、最終処分までの処理ルート of 確保を図る。

(2) 処理

ア 瓦礫処理については、危険なもの、通行上支障があるもの等から、優先的に除去し、搬出する。

イ 瓦礫は、処理量を少なくしリサイクルを図るため、適正な分別・処理・処分を行い、可能な限り木材、金属、コンクリート等の再利用に努める。

ウ 瓦礫に混在するアスベスト等有害な物質の回収・処理にあたっては、作業者及び地域住民の健康管理・安全管理に十分配慮する。併せて、地域の環境汚染の未然防止に努める。

エ 仮保管場所、処理能力、環境衛生等、市の能力だけでは瓦礫処理が効果的に進行しないときは、必要に応じて、府、近隣市町、関係団体に応援を要請する。

表 清掃関係施設及び車両

〔処理施設〕

名称	所在地	処理能力等	種類	電話
市立し尿貯溜槽	下出 413-1	200 キロリットル	し尿	71-7350
泉南清掃事務組合	尾崎町 532	フェルント式 190t/24	じん芥	84-0581

〔ごみ収集車両〕

車種	積載量(t)	台数	用途
プレス圧縮型(2t 車)	2.00	12	一般収集用
プレス圧縮型(3.5t 車)	2.25	2	一般収集用
プレス圧縮型(4t 車)	2.00	1	一般収集用
軽四輪車	0.35	4	一般収集用
軽四リフト車	0.35	1	冷蔵庫等運搬
合計		20	

第3 遺体の捜索・処理・埋葬

災害に際し、行方不明者又は死亡者が発生したときは、捜索、遺体の処理、埋葬等について、府及び関係機関との相互連絡を密にして、遅滞なく処置することにより人心の安定を図る。

1 実施担当

生活環境班は、災害時に死亡していると推定される者の捜索並びに死亡者の収容、処理及び埋葬について、消防組合、消防団、泉南警察署、岸和田海上保安署等の協力を得て迅速に実施する。

2 遺体の捜索・処理・収容

(1) 遺体の捜索

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から既に死亡していると推定される者の捜索を行う。

ア 行方不明の状態になってから相当（災害発生後、3日経過）の時間を経過した場合

イ 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は、潰滅したような場合

ウ 行方不明になった者が、重度の身体障害者又は重病人であった場合

エ 災害発生後、ごく短期間に引き続き当該地域に災害が発生したような場合

遺体の捜索は、消防組合、消防団、泉南警察署、岸和田海上保安署等の協力を得て行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

また、行方不明者が多数ある場合は、災害対策本部等に受付所を設置して受付・手配・処理の円滑化を図る。

本市だけでは捜索の実施が困難な場合や、遺体の流出などにより他市町村に漂着していると考えられるときは、大阪府及び周辺市町村の応援を要請する。

(2) 遺体の収容

ア 遺体の身元を識別するためには、相当の時間を必要とすることもあるため、身元の確認については泉南警察署や自治会等の協力を得て実施する。

イ 遺体の身元が判明している場合は、本部長に連絡の上、原則として遺族、親族等の引取り人に遺体を引き渡す。

身元不明の遺体については遺品、性別、推定年齢、特徴等を遺体処理台帳に記録し、遺体収容所内に掲示するとともに、泉南警察署、その他関係機関に連絡の上、身元調査に努める。

ウ 遺体の検視・検案・身元確認のため、又は死亡者が多数のため、短時間に埋葬することは困難である場合は、市内の公共施設や寺院等に遺体収容所を設置する。

(3) 遺体の処理

ア 市は、災害の際に死亡した者について、その遺族等が混乱して、遺体の埋葬を行うための洗浄、消毒の処置、遺体の一時保存などができない場合に、これら遺体の処理を実施する。

イ 警察官が発見した遺体又は警察官に対して届出がなされた遺体については、警察官の検案（見分）を経て、見分調書を作成したのち処理を行う。

ウ 遺体の検索は、遺体の処理として医療救護班の医師が行うが、遺体の数が多い場合は、泉佐野泉南医師会の応援を求めて実施する。

3 遺体の埋葬

(1) 遺体の埋葬は、市長の許可により原則として火葬により実施する。

(2) 市は、自ら遺体の処理、埋火葬の実施が困難な場合、大阪府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、大阪府に対して必要な措置を要請する。

(3) 遺体の火葬方法は、遺体及び火葬許可証を火葬場へ移送し、火葬台帳に記入の上火葬に付す。

(4) 身元が判明しない遺体については、警察その他関係機関に連絡した後に、火葬に付して焼骨し、遺骨、遺品等を市又は適当な施設で保管する。

(5) 市内における火葬場は次のとおりである。

表 火葬場の状況

名称	能力	所在地	電話番号
市立火葬場	炉数 4 基	下出 409	72-0010

4 期間・費用・記録

(1) 期間及び費用の限度額等については、「災害救助法」の基準に準拠する。

(2) 生活環境班は、遺体の搜索、収容、処理及び埋葬を実施したときは、その他必要書類を作成する。

5 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準は、次表による。

*資料 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表【巻末資料9 参照】

第8節 福祉活動

市は、被災した要援護高齢者、障害者等に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、適切な処置を行う。

実施担当

本部長の指示により、福祉班が実施する。

第1 要援護高齢者、障害者等の被災状況の把握等

1 要援護高齢者、障害者等の安否確認及び被災状況の把握

(1) 市は、災害発生直後には、府が示す指針に基づき、市町村が作成するマニュアルに則して、民生委員・児童委員をはじめ、必要に応じて地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害者等の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

また、市は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

(2) 市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

市は、被災した要援護高齢者、障害者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した要援護高齢者、障害者等への支援活動

1 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した要援護高齢者、障害者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

また、府及び市町村は、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 要援護高齢者、障害者等の施設への緊急入所等

市は、被災により、居宅、避難所等で生活できない要援護高齢者、障害者等について

ては、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

3 支援要請

被害規模が大きく、被災した要援護者の支援に市の力の及ばない状況が生じた場合は、介護職員等の福祉関係職員の派遣や要援護者の他の地域の社会福祉施設等への入所について、大阪府又は近隣市町に要請する。

第9節 社会秩序の維持

市、大阪府をはじめ防災関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じるものとする。

第1 住民への呼びかけ

市及び大阪府は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 物価の安定及び物資の安定供給

市、大阪府及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的・生活の安定確保と、経済の復興の促進を図る。

1 消費者情報の提供

市及び大阪府は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

2 生活必需品等の確保

市及び大阪府は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、他市町村、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

第10節 公共施設等応急対策

公共施設等の管理者は、災害によりその施設等に被害が発生し、又はそのおそれがあるときは、適切な応急措置を実施し、被害の予防軽減に努めるとともに、その機能の維持及び運営確保のため、応急復旧対策を実施する。

第1 市有施設

市が所有する施設及び物品（市有財産）が、災害により被害を受けた場合における応急対策は、別に定めるもののほか、この計画による。

1 実施担当

災害時における市有施設の管理及び応急対策は、その施設の実質上の使用管理をしている施設の長が行う。

また、災害時における市有物品の管理は、実質上の物品出納担当者（出納員）が行い、その応急対策は所管出納命令者が行う。

2 予防措置

応急対策の実施者は、平常時から火災の予防あるいは財産の善良な維持管理に努めるとともに、災害が発生し、又はそのおそれがあるときは、関係職員を配置し適宜の補強その他の処置をし、施設等の被害の予防軽減に努める。

なお、物品についても被災のおそれがあるときは、安全な場所へ移動させる等の措置を実施する。

3 応急復旧措置

応急対策の実施者は、災害により財産に被害を受け、そのまま放置することは財産の維持管理上又は業務運営確保上支障があり緊急に応急措置を要するものがあるときは、総務班に連絡する。総務班は土木班に通報し、本格的な復旧に先立って速やかに必要限度の応急復旧を行う。

また、物品についても被災後直ちに、手入れ等の処置を要するものがあるときは、実情に則して適宜の処置をする。

4 被害の報告

各施設の長は、災害により財産に被害を受けた場合は、速やかに被害調査をし、それぞれ災害対策本部の関係各班に報告するとともに、財産及び物品に区分した被害状況報告書及び被害集計表等を作成し、総務班に提出する。

第2 社会福祉施設

厚生労働省所管に係る生活保護施設、児童福祉施設、身体障害者援護施設、国民健康保健施設その他施設復旧費補助が予定される社会福祉施設の対策は、次のとおりである。

1 実施担当

各施設管理者は、施設が災害により被害を受けた場合は、とりあえず業務運営確保のため、又は施設の維持保全上必要な程度の応急的な処置をする。

2 被害の報告

各施設経営者は、災害により施設に被害があった場合は、速やかに被害調査をし、被害状況を福祉班に報告する。

なお、国及び府の補助対象となる施設の被害のときは、応急復旧に先立ち被害状況について、写真撮影及び記録を行い、保管する。

第3 医療衛生施設

1 公共医療施設

(1) 実施担当

阪南市立病院は、施設が災害により被害を受けた場合は、とりあえず診療継続又は施設の維持保全上必要な程度の応急措置を行う。

(2) 被害の報告

災害により被害を受けた場合は、速やかに被害調査をし、被害状況を災害対策本部に報告する。

2 清掃施設

(1) 実施担当

清掃班は、施設が災害により被害を受けた場合は、とりあえず業務運営確保のため、又は施設の維持保全上必要な程度の応急的な処置をする。

(2) 被害の報告

災害により被害を受けた場合は、速やかに被害調査をし、被害状況を総務班に報告する。

第4 土木施設

1 実施担当

土木班は、災害により市有土木施設が被害を受け被害が拡大するおそれがある場合、又は応急対策実施上必要なときは、速やかに実情に則した方法により応急的な復旧を行う。

2 被害の報告

災害により市有土木施設が被害を受けた場合は、速やかに被害調査を実施し、被害状況を総務班に報告する。

なお、国及び府の補助対象となる施設の被害のときは、応急復旧に先立ち被害状況について写真撮影及び記録を行い、保管する。

第5 農業用施設等

1 実施担当

土木班は、災害により被害を受けた農地及び農業用施設を早急に処理しないと被害が拡大するおそれがあるとき、又は農林水産施設等が被害を受け、そのまま放置することは施設の維持管理上問題があるときは、一般の復旧事業に先立って応急復旧を行う。

ただし、施設管理者等においてその実施が困難なときは、関係機関の応援協力を得て実施する。

2 被害の報告

災害により農業用施設等が被害を受けたときは、速やかに被害調査を実施し、被害状況を総務班に報告する。

第11節 ライフライン関係災害応急対策

各種のライフライン関係施設の応急対策は、それぞれの管理者が防災関係機関の協力を得て、迅速に実施するものとする。

第1 電気通信

<西日本電信電話(株)大阪支店>

1 通信の非常そ通措置

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急通話または非常・緊急電報は、一般の通話または電報に優先して取り扱う。

2 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所に被災者が利用する特別公衆電話の設置に努める。

3 設備の応急復旧

- (1) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して復旧工事に要する要因、資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

4 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第2 電力

<関西電力(株)岸和田営業所>

電力施設を災害から防護し、災害発生時における電力供給を確保するとともに速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持するものとする。

これらの電力供給の円滑を期するために応急措置等については、関西電力(株)の非常災害対策規定の定めるところにより実施し、災害及び応急措置の状況については、市災害対策本部との相互連絡に努めるものとする。

1 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。

2 応急供給及び復旧

- (1) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (3) 単独復旧が困難な場合は、他の電力会社との協定に基づき応援を要請する。
- (4) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (5) 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し広報する。

第3 ガス

<大阪ガス(株)導管事業部>

1 計画方針

ガス施設に災害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重要点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

2 応急対策の内容

災害発生時には、「災害対策規程」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡強力のもとに応急対策を実施する。

(1) 情報の収集伝達及び報告

ア 気象予報等の収集、伝達

気象情報システム、河川、地域総合情報システムにより気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

イ 通信連絡

(ア) 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

(イ) 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

(ロ) 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

ウ 被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先へ緊急連絡を行う。

(2) 応急対策要員の確保

ア 災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。

又、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

イ 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、(社)日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救済措置要項」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの強力体制を活用する。

(3) 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、被害に関する各種の情報を広報する。

(4) 危険防止対策

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せなどを行うと共に防護及び応急機材の点検整備を行う。

なお、関係機関との情報連絡を行うと共に、過去の災害事例を参考にした被害予想

施設を重点的に監視する。

(5) 復旧用資機材置場、前進基地等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び前進基地用地が緊急に必要な場合には、あらかじめ調査した前進基地用地等の利用を検討し、この確保が困難と思われる場合は、関係省庁・地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(6) 応急復旧対策

ア 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

イ 災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

ウ 災害時において復旧用資機材置場及び復旧拠点としての用地確保の必要があり、単独の交渉によりこれが遅延すると思われる場合には、関係機関の災害対策本部に要請し、その確保を図る。

第4 上下水道

上下水道施設が被災した場合は、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持するために次の対策を実施する。

1 上水道施設

(1)受水及び配水施設

受水場及び各配水池の被害に対しては迅速に復旧を行い、受水機能の回復に努める。

(2)送水ポンプ施設

送水ポンプ及び電気機械施設が浸水しないよう配慮する。また、被害を最小限に止めるよう配慮して停電事故に備える。

(3)送水及び配水施設

ア 送水管の被害については迅速に復旧を行い、配水機能の回復に努める。

イ 配水管の被害については被害・配水実態やその他の状況を考慮し、上流より順次下流(管末)に向かって応急復旧を行う。

(4)応急復旧資機材等の調達

ア 送水又は配水工事の復旧工事に当たっては、所用機器保有の指定給水装置工事事業者の応援を求める。

イ 復旧に使用する資材、器具及び燃料等については上下水道部で最小限保有するものとし、不足する物品については関係業者と調整し、資機材の確保に支障のないよう措置する。

2 下水道施設

(1)管渠

ア 下水管渠の被害に対しては、まず汚水及び雨水の疎通に支障のないよう迅速に応急措置を講ずるとともに、本復旧の計画を策定する。

イ 拡張等工事施工中の箇所については、被害を最小限に止めるよう請負業者を指揮・監督するとともに、状況に応じて現場要員及び資機材の補給を行う。

ウ 可搬式の排水ポンプ等の資機材は、所要量を確保し整備しておく。

(2)ポンプ場

ポンプ場の災害応急対策は、給水班で計画を策定し、実施する。

(3)応急復旧資機材等の調達

復旧に使用する資材、器具及び燃料等については上下水道部で最小限保有するものとし、不足する物品については関係業者と調整し、資機材の確保に支障のないよう措置する。

第5 鉄道

<西日本旅客鉄道(株)和泉砂川駅、南海電気鉄道(株)みさき公園駅>

災害時における路線及び軌道施設の保全を図り、交通、物資及び輸送などの円滑化に努めるための応急対策計画は、各路線及び軌道の管理者の有するそれぞれの災害対策計画によるものとする。

1 西日本旅客鉄道(株)の対策

JR 災害処理規程に基づき、事態に対処して、災害対策本部及び現地復旧本部は連絡を密にし必要な応急復旧作業を行うとともに、非常輸送の措置を講ずるものとする。

2 南海電気鉄道(株)の対策

市内の南海電気鉄道(株)の鉄道線において、運転事故若しくは災害等により多数の死傷者が生じたとき、又は列車の運行に多大の影響を及ぼす事態が発生したときは、「災害対策規程」「異常事態の警戒処理要綱」及び「防災運転取扱要綱」の定めるところにより対処するものとする。

その概要は次のとおりである。

(1) 災害対策本部の設置

災害発生時においては「災害対策規程」に定める基準に従い本社内に災害対策本部を、また、現地には現地本部を設置し、情報収集、連絡広報、応急復旧、代行輸送、救護活動等の災害対策を統括する。

(2) 連絡通報体制

災害発生時における連絡通信については「災害対策規程」に定める連絡系統により、連絡施設（自動電話、沿線電話、列車無線、電力指令無線、その他）を有効活用して正確、迅速に行う。

(3) 非常召集体制

災害発生時においては、本社各部門、現業各駅ごとに定めている災害の状況に応じた動員体制をとるために必要な要員の非常召集を行う。

(4) 案内広報体制

旅客に対する案内広報業務に関しては、関係駅区との連絡を緊密に行い、災害の状況、代替輸送方法、復旧の見込み、その他必要な事項については正確な情報を提供し、混乱の発生を防止する。

報道機関に対しては、広報担当者を定めて情報を提供する。

(5) 応急復旧体制

現地本部と密接な連絡をとって、正確な状況把握を行い、災害対策本部において応急復旧の具体的方法、復旧資材の調達、復旧要員の確保計画を策定し、速やかな復旧を図る。

(6) 風水害発生時の列車運転方

ア 風速による運転の規制

風速 25m 以上となり、突風などのため、列車の運転が危険と認められたときは、その状況に応じて一時列車の出発又は通過を見合わせる。風速が 30m 以上となったときは運転を休止する。

イ 降雨による運転の規制

運転区間及び雨量により次のとおりとする。

区 間	時雨量	連続雨量	時雨量+連続雨量	運転速度
尾崎駅以北	40 mm	250 mm	35 mm +230 mm	50 km以下
	50	300	45 + 280	25 km "
尾崎駅以南	35	200	30 + 180	50 km "
	45	250	40 + 230	25 km "

ウ 河川の水位増大による規制

男里川の増水により水位が橋りょう桁下 1.5m となったときは警戒運転を行う。

エ 線路故障等が発生したとき

線路その他運転施設に故障が生じたとき、又は列車の運転が危険であると認めるときは、一時列車の運転を見合わせると共に、速やかに点検保守に努める。一旦故障のため不通となった区間は、保守担当者が異常の有無を確認した後でなければ列車を運転しない。

(7) 代替輸送方

災害その他故障等で列車の運転が不能となり、長時間にわたり運転を休止するときは、「振替輸送の取扱方」に基づいて JR 阪和線に振替輸送を行う。

振替輸送区間は、南海線の通行不能区間にかわる相当区間とし、市内における接続駅は尾崎駅=和泉鳥取駅である。

第6 道路

国道、府道及び市道の管理者は、常に警察と協力して道路パトロールを強化し、道路、橋りょう等の危険な箇所を早期に発見するとともに、必要な交通の禁止制限などの規制措置を速やかに行い、輸送の確保及び一般交通の円滑を図り、災害箇所については、各所掌する機関において速やかに仮復旧の応急措置を講じる。

災害時には、安全かつ円滑な交通を確保するために、次の措置を速やかに講じる。

- 1 所管の道路の被害状況を点検等により速やかに把握し、関係機関へ連絡する。
- 2 道路上の車両、倒壊物、落下物等の障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、主要避難路及び緊急交通路から優先的に実施する。
- 3 所管の道路について、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。
- 4 上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設に被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。ただし、緊急のため、そのいとまがない場合は通行の禁止、又は制限、あるいは現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等、市民等の安全確保のため必要な措置を講じて、事後速やかに通報する。

第12節 農水畜産物災害応急対策

関係機関は、災害時において農水畜産施設等の被害を早期に調査し、迅速に応急復旧を図る。

第1 農業施設

- 1 関係団体等を通じ被害状況を速やかに把握する。被害の程度に応じて施設の管理者に対し、必要な指示を行う。
- 2 被害が広範囲にわたる場合は関係機関と連絡をとり、被災地全体を総合調整した応急対策を実施する。

第2 漁業施設

- 1 漁港の各施設に被害を受けたときは、速やかにその状況を把握し、危険防止のための応急復旧措置を講ずる。
- 2 漁港を管理する大阪府に連絡し、その復旧措置について要請する。

第3 農作物

1 災害対策技術の指導

被害を最小限に止めるための技術指導等を、泉州地域改良普及センターの指導のもとに農業団体等と協力して実施する。

2 水稻種子の確保、あっせん

必要に応じて水稻種子のあっせんを大阪府種子更新協議会に依頼し、これの確保を図る。

3 病害虫の防除

被災した農作物の各種病害虫の防除については、大阪府病害虫防除所の指導を仰ぐとともにその他関係機関と協力して実施する。

第4 畜産

- 1 伝染病の発生等について、市は速やかに大阪府に連絡し、府の防疫計画に基づき府は必要な伝染病防疫対策を実施する。
- 2 伝染病発生畜舎の消毒については、府が時期、場所及び方法について指定し、実施する。
なお、伝染病発生に伴う必要消毒薬品は、家畜の所有者または大阪府の負担により確保するが、一般疾病薬品等については、大阪府にあっせんを要請する。
- 3 飼料対策として、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、席に依頼して政府保管の飼料の払い下げを求める。